

# 第39回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2024年6月25日（火曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

## 開催場所

渋谷ストリーム ホール  
東京都渋谷区渋谷三丁目21番3号

トランス・コスモス株式会社  
証券コード：9715

## 目次

第39回定時株主総会招集ご通知	5
株主総会参考書類	10
<会社提案：第1号議案から第6号議案>	
第1号議案 第39期剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策 (買収への対応方針)更新の件	
第4号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)14名選任の件	
第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	
<株主提案：第7号議案から第8号議案>	
第7号議案 定款一部変更（自己株式の消却）の件	
第8号議案 自己株式の消却の件	
事業報告	54
連結計算書類	83
計算書類	86
監査報告	89

株主総会当日にお土産はお配りしておりませんのでご了承ください。  
何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

## 共同社長あいさつ

---



株主の皆様には、平素より格別なるお引き立てを賜りまして、心より御礼を申し上げます。  
また、令和6年能登半島地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

2023年4月から私たち2人を代表取締役共同社長とする新体制がスタートし、1年が経ちました。創業からの理念を継承しつつ、変化する市場や新たなニーズに沿った事業を展開し、お客様企業の唯一無二のGlobal Digital Transformation Partnerとして取り組みを強化してまいりました。

### 市場の変化を捉え、人とテクノロジーをつないでお客様企業のDXに貢献

トランスコスモスグループは、国内外のお客様企業の変革のご支援を事業の中核に据え、最高の顧客体験をもたらすCX（カスタマーエクスペリエンス）サービスと、生産性向上に寄与するBPO（ビジネスプロセスアウトソーシング）サービスを、日本・中国・韓国・ASEAN・米州・欧州など世界35の国と地域で展開し、国内外で約3,500社のお客様企業とお取引をさせていただいております。

当社サービスを取り巻く環境は、社会情勢の変化により企業のデジタル化・リモート化は進んだものの、デジタルを活用した本質的なDX（デジタルトランスフォーメーション）の実現・顧客接点の最適化には課題も多く、本格的な推進はまだこれからの段階であると考えています。また、人手不足や働き方改革

への対応が求められる中、これまでお客様企業内で対応していた専門性のある業務領域についても積極的にアウトソースしようという流れが強くなっています。

当社はお客様企業のフロントとバックオフィスの両面を支援する固有のノウハウを強みとしていますが、今後の政治・経済・社会・技術の潮流の大きな変化の中、各業界のトレンドを想定し、市場の変化を捉えながら、当社グループが長年にわたり培ってきた「people&technology（人と技術の融合）」をさらに磨き上げ、お客様企業のニーズを先取りした付加価値の高いサービスを提供し続けていく所存であります。

### **ビジネスモデルの変革による成長を加速し、サステナビリティ経営を強化**

2023年度から2025年度までの中期経営計画の取り組みを通じて、ビジネスモデルの変革による成長を加速し、サステナビリティ経営を強化することで、企業価値の向上を図っています。長期成長に向けたビジネスモデルの大きな変革を遂げる3ヶ年とすべく、短期の業績目標達成を追求しながら、中長期視点での事業強化・進化に向けた取り組みを継続して推進しています。

本中期経営計画では、長期ビジョンとしての「Global Digital Transformation Partner」を目指しながら、具体的に目指す姿として「オペレーショナル・エクセレンスからテクノロジーソリューションカンパニーに進化」「アジア圧倒的No.1、グローバルCX/BPOベンダーTop5を目指す」「お取引先企業・社員・株主などステークホルダーの期待に応え社会に貢献する」ことの3つを掲げて取り組んでいます。

目指す姿の1つ目「オペレーショナル・エクセレンスからテクノロジーソリューションカンパニーへの進化」での取り組みでは、まずCXサービスにおいて、顧客接点のデジタルフロントをカバーする独自のCXプラットフォーム「TCI-DX for Support」を構築し、お客様企業に提供しています。2023年8月には、「TCI-DX for Support」の仕組みのうち、VOC（Voice of Customer）を活用した課題解決手法について特許を取得しました（特許7319478号）。顧客接点のコスト削減とユーザビリティ向上の両立を実現する「TCI-DX for Support」は、競合他社にはない独自の仕組みであり、引き続き、さらなる進化とお客様企業への提供に向けて取り組んでいきます。またBPOサービスにおいては、これまでのオペレーショナル・エクセレンスとクラウドやSaaSを活用したプラットフォームを構築しています。IT・バックオフィス業務など業界共通型のものと、より専門性が求められる製造や建築向けの業界特化型のものを展開しており、お客様企業の業務プロセスの最適化、DX推進といったニーズに応えていきたいと思っております。

さらに各サービスに共通する取り組みとして、生成AIを活用したサービスの開発も進んでいます。当社は、生成AIを当社やお客様企業のビジネス効率を飛躍的に向上させる技術と位置づけ、積極的な活用に向けた取り組みを進めています。既に、日本と韓国では、消費者向けに独自開発した生成AIチャットBot「T-GPT（ティージーピーティー）」の提供を開始するなど、サービスやオペレーションで活用が進んでおりますので、引き続き、生成AIの積極的活用による成長戦略を加速させていきます。

目指す姿の2つ目には「アジア圧倒的No.1、グローバルCX/BPOベンダーTop5を目指す」ことを掲げています。当社グループのグローバル事業は、全社戦略として海外新市場での事業拡大にチャレンジしてきた結果、今では連結の海外売上高比率は25%に拡大し、当社グループの柱のひとつに成長しました。

グローバル企業との取引としては、不特定多数のユーザーによって投稿されたインターネット上のコンテンツ（書き込み・画像・動画）を監視するモニタリング業務（投稿監視）を有人で行うTrust & Safetyサービスの提供を拡大させており、お客様企業のコンテンツをより健全・良好な状態に保っています。

また2024年3月より、新たにインドでの事業を開始しました。インドの経済成長率は、2022～2024年まで、世界で唯一の6%台と、成長トレンドを迎えています。日本および海外事業で培ったノウハウをインド市場に展開し、新しい顧客体験を提供できるCXカンパニーを目指してまいります。

そして、目指す姿の3つ目、「お取引先企業・社員・株主などステークホルダーの期待に応え社会に貢献する」での取り組みでは、サステナビリティ経営を推進しています。サステナビリティの取り組みは「トランスコスモスSDGs委員会」が中心となり、国内外のグループ会社も含めた当社グループ全体で推進しています。2024年は、気候変動への具体的な対策として使用電力の100%を再生可能エネルギーとすることを目指す「RE100」への移行、生物多様性の保全に向けたTNFDへの対応、人権デュー・ディリジェンスとサーベイの実施、持続可能な調達方針の制定、各関係会社・部門へのSDGs担当者の設置など、様々な取り組みを加速させていきます。

以上の取り組みを通じて、企業価値の向上を実現していくとともに、ステークホルダーの皆様のご期待に応えられるよう邁進してまいります。

引き続き、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2024年5月

代表取締役共同社長 牟田 正明

代表取締役共同社長 神谷 健志

## 経営理念

### 経営の基本理念

お客様の満足が大きさが我々の存在価値の大きさであり、ひとりひとりの成長がその大きさと未来を創る。

### 経営の目的

#### --- お客様企業へのコミットメント

常に世の中の技術動向を把握し、人と技術の融合により品質と価値の高いサービスを継続的に提供する。  
お客様に信頼される真のパートナーシップを構築する。

#### --- 社員へのコミットメント

社員は無限の可能性を秘めた最大の資産であり、個人の成長に必要な教育支援を惜しまない。  
機会は公平に与え、実績と能力によって適正な報酬と新たな成長の機会を提供する。

#### --- 社会・株主へのコミットメント

グループの成長により株主価値を高めるとともに、社会の進歩に貢献する。

## 事業の原点“people&technology”

トランスコスモスは創業以来、優れた「人」と最新の「技術」を融合することで付加価値の高いサービスを提供してきました。トランスコスモスの事業の原点は、人と技術を「仕組み」で融合することで、価値の高いサービスの提供を実現することです。「people」はきめ細やかな対応ができる専門性の高い人材を、「technology」はお客様に価値を提供できる全世界の最先端な技術を意味します。「人と技術」を組み合わせる最も適したビジネスプロセスを作り出すというこの創業の原点を今も将来も磨き続けていきます。

証券コード 9715  
2024年6月3日

株 主 各 位

東京都渋谷区東一丁目2番20号  
**トランス・コスモス株式会社**  
代表取締役共同社長 牟田 正 明

## 第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）については、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を除き、後記「4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」に掲載しておりますので、アクセスいただき、ご確認くださいようお願い申し上げます。

本招集ご通知につきましては、法令および当社定款の規定に基づき書面交付請求をされた株主様に送付する交付書面を、すべての株主様に対して送付することとしております。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使いただけますので、いずれかの方法により2024年6月24日（月曜日）午後5時50分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権行使等についてのご案内は、8頁をご参照いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |   |  |
|-----------------|---|--|
| 1. 日            | 時 | 2024年6月25日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）  |
| 2. 場            | 所 | 東京都渋谷区渋谷三丁目21番3号<br>渋谷ストリーム ホール<br>(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)  |
| 3. 目的事項<br>報告事項 |   | 1. 第39期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）<br>事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結<br>計算書類監査結果の報告の件<br>2. 第39期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）<br>計算書類の報告の件 |

## 決議事項

### (会社提案)

- 第1号議案
- 第2号議案
- 第3号議案
- 第4号議案
- 第5号議案
- 第6号議案

(第1号議案から第6号議案)

第39期剰余金処分の件

定款一部変更の件

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）更新の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）14名選任の件

監査等委員である取締役3名選任の件

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

### (株主提案)



- 第7号議案
- 第8号議案

(第7号議案から第8号議案)

定款一部変更（自己株式の消却）の件

自己株式の消却の件

## 4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト

	ウェブサイト名およびURL	QRコード
1	<b>当社ウェブサイト</b> <a href="https://www.trans-cosmos.co.jp/ir/information/stock-holder/">https://www.trans-cosmos.co.jp/ir/information/stock-holder/</a>	
2	<b>上場会社情報サービス（東京証券取引所）</b> <a href="https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show">https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show</a>  「銘柄名（会社名）」に「トランスコスモス」または「コード」に当社証券コード「9715」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。	
3	<b>株主総会ポータル®（三井住友信託銀行）</b> <a href="https://www.soukai-portal.net">https://www.soukai-portal.net</a>  同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取りご確認ください。	QRコードは 議決権行使書に記載が ございます。

- (注) 1. 当日ご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。ただし、当社は、法令および当社定款の規定に基づき、電子提供措置事項のうち、計算書類の個別注記表および連結計算書類の連結注記表につきましては、お送りする書面には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人はこれら記載していない事項を含む監査対象書類を監査しております。
3. 本招集ご通知または電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記「4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」にその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
4. 上記「4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」に記載の各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態となることがございます。閲覧できない場合は、他のウェブサイトからご確認いただくか、時間を置いて再度アクセスしていただきますようお願いいたします。

#### **【第39回定時株主総会の模様の一部動画配信について】**

本株主総会の模様（事業報告説明まで）を、後日当社ウェブサイトにて一定期間、公開いたしますので、適宜ご視聴くださいますようお願いいたします。  
また、当日の撮影にご理解ご了承を賜りますようお願い申し上げます。

《当社ウェブサイト》

<https://www.trans-cosmos.co.jp/ir/information/stock-holder/>



# 議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使していただくことができます。

## 事前に議決権を行使する場合

### インターネット等による行使

#### 「スマート行使」によるご行使



##### 議決権行使期限

2024年6月24日  
(月曜日)  
午後5時50分入力完了分まで

同封の議決権行使書用紙のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



▶ 詳細につきましては次頁をご覧ください。

#### 議決権行使コード・パスワード入力によるご行使



##### 議決権行使期限

2024年6月24日  
(月曜日)  
午後5時50分入力完了分まで

パソコン、スマートフォン又は携帯電話等から、次の議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご登録ください。

議決権行使ウェブサイト  
<https://www.web54.net>

▶ 詳細につきましては次頁をご覧ください。

### 郵送（書面）によるご行使

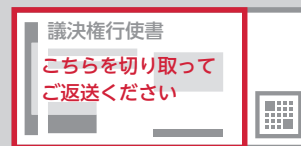


#### 議決権行使期限

2024年6月24日  
(月曜日)  
午後5時50分到着分まで

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

各議案について賛否の記載がない議決権行使書面が提出された場合は、**会社提案には「賛成」、株主提案には「反対」**の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。



## 当日ご出席いただく場合



#### 株主総会開催日時

日時 2024年6月25日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）  
場所 東京都渋谷区渋谷三丁目21番3号 渋谷ストリーム ホール

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください（ご捺印は不要です）。

- 代理人による議決権のご行使は、当社の議決権を有する他の株主様1名に委任する場合には限られます。なお、会場受付にて代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

#### ● インターネット等による議決権行使のお取扱いについて

1. 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
2. インターネット等によって複数回数、またはパソコン・スマートフォン等で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
3. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者への料金（接続料金等）は株主様のご負担となります。

#### 機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

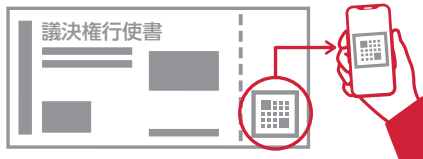
※QRコードは、株式会社デンソーウェアの登録商標です。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

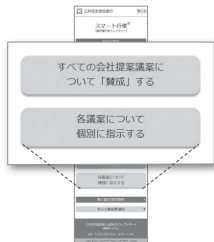
同封の議決権行使書用紙に記載された「株主総会ポータルサイトログイン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「株主総会ポータルログインID」及び「パスワード」の入力をせずに、「株主総会ポータル」サイトへアクセスいただけます。「株主総会ポータル」サイト画面上部の「議決権行使へ」ボタンから、議決権を行使ください。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。詳しくは同封の案内チラシをご覧ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

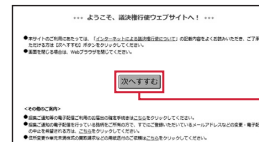
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

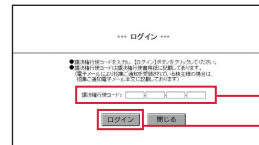
議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

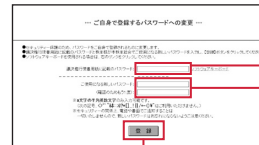
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 株主総会参考書類

### 議案およびその参考事項

<会社提案（第1号議案から第6号議案まで）>

#### 第1号議案 第39期剰余金処分の件

##### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策のひとつとして位置づけております。配当政策については、業績に連動した配当性向重視型を採用しており、株主の皆様に対する利益還元をはかることにより、結果として当社株式の市場価値を高めることを基本方針としております。

以上の方針に基づき、当事業年度の配当を次のとおりといたしたく存じます。

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金 <b>81円</b> 総額 <b>3,035,315,754円</b>
剰余金の配当が効力を生ずる日	2024年6月26日（水曜日）

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 当社の業容の拡大等に伴い、現行定款第2条（目的）に定める事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 当社を取り巻く経営環境の変化に応じ、適宜適切な経営体制を構築することができるよう、第24条第2項から第4項および第27条第3項の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 (現行どおり)
1.~5. (記載省略)	1.~5. (現行どおり)
(新規追加、以下1号繰り下げ)	6. <u>AI、マシンラーニング、ディープラーニング、アノテーション等を利用した各種サービス等の企画、制作、販売、配信、運営及び管理に関する業務</u>
<u>6.~28.</u> (記載省略)	<u>7.~29.</u> (現行どおり)
<u>29.</u> 金融商品取引業及び金融商品仲介業	<u>30.</u> 金融商品取引業、金融商品仲介業及び金融サービス仲介業
<u>30.~31.</u> (記載省略)	<u>31.~32.</u> (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 当社を代表する取締役は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会の決議により選定する。</p> <p>2. 当社は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会の決議をもって取締役社長1名を含め、必要に応じて取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長並びに専務取締役等各若干名を定めることができる。</p> <p>3. 当社は、取締役会の決議をもって、経営責任と執行責任を明確にするため代表取締役の中から、<u>グループ最高経営責任者（グループCEO）、最高経営責任者（CEO）、最高業務執行責任者（COO）</u>各若干名を定めることができる。</p> <p>4. 当社は、取締役会の決議をもって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）</u>の中から、<u>執行する業務に応じて業務執行責任者を定めることができる。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会の決議をもって<u>取締役会長、取締役社長その他の役付取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(執行役員)</p> <p>第27条 当社は、取締役のほか、取締役会決議により、執行役員を置くことができる。</p> <p>2. 当社の執行役員は、取締役会により選任され、取締役会から委任を受けた業務の決定を行い、これを執行する権限と責任を有する。</p> <p>3. 取締役会の決議をもって、<u>執行役員に上席常務執行役員、常務執行役員</u>を置くことができる。</p> <p>4. ～6. (記載省略)</p>	<p>(執行役員)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会の決議をもって、<u>役付執行役員各若干名を置くことができる。</u></p> <p>4. ～6. (現行どおり)</p>

### 第3号議案

## 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）更新の件

当社は、2021年5月14日開催の当社取締役会決議において、株主の皆様のご承認を条件として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）の更新を決議し、同年6月23日開催の当社第36回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。旧プランの有効期間は、本総会の終結の時までとされております。

この旧プランの有効期間満了に先立ち、当社は、2024年5月15日開催の当社取締役会において、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下かかる改定後の基本方針を「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号口(2)）として、旧プランの内容を一部改定した上、更新すること（以下「本更新」といい、本更新後のプランを「本プラン」といいます。）といたしました。

つきましては、当社定款第35条第2項の定めに基づき、本プランに利用するために、下記2.「提案の内容」の要領で新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつき、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

### 1. 提案の理由

#### (1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、お客様の満足度の大きさに価値を置き、企業価値の維持・向上に努めております。当社の企業価値の源泉は、①情報処理アウトソーシングビジネスの先駆けとして創業以来蓄積してきた総合的な「IT活用力」、②環境変化に即応し最新技術を創意工夫で融合させてゆくことのできる「人」の存在、③独立系企業としての強みを生かして構築された様々な「顧客との

間の安定的・長期的な信頼関係」、にあると考えております。当社株式の買付を行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような濫用的な買収に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

## **(2) 本プランの目的**

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、基本方針に沿って更新されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案する、あるいは株主の皆様にかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

## **2. 提案の内容**

### **(1) 本プランの概要**

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たさず場合等には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令および当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、株主の皆様意思を確

認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

## (2) 本プランの発動に係る手続

### (a) 対象となる買付等

本プランは、下記①ないし③のいずれかに該当する当社株券等の買付その他の取得またはこれに類似する行為（これらの提案（注1）を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

#### 記

- ① 当社が発行者である株券等（注2）について、保有者（注3）の株券等保有割合（注4）が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等（注5）について、公開買付け（注6）を行う者の株券等所有割合（注7）およびその特別関係者（注8）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- ③ 上記①または②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、(i)当社の株券等の取得をしようとする者またはその共同保有者（注9）もしくは特別関係者（以下、本③において「株券等取得者等」といいます。）が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該株券等取得者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注10）を樹立する行為（注11）であって、(ii)当社が発行者である株券等につき当該株券等取得者等と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような行為

買付等を自ら単独でまたは他の者と共同ないし協調して行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下にかかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当て等の不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとし、

### (b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む法的拘束力のある書面（買付者等の代表者による署名または記名捺印のなされたものとし、また、条件または留保等は付されてはならないものとし、）および当該署名または捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等



の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先および企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書および下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社または独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

### (c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されま  
す。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して  
交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下  
「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当  
社取締役会に対して提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員  
の選任基準、決議要件、決議事項等については注12に、本更新時の独立委員会の委員の略歴  
等については、別紙「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。独立委員  
会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付  
者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。  
この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきま  
す。

#### 記

- ① 買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および買付者等を被支配法人等（注13）とする者の特別関係者）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無および内容、ならびに当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）（注14）
- ② 買付等の目的、方法および具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の価格およびその算定根拠
- ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意の内容および買付者等による当社の株券等の過去の取得または処分に関する情報
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥ 買付等に関する第三者との間における意思連絡の有無およびその内容
- ⑦ 買付等の後における当社グループの経営方針、経営体制、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑧ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、当社グループの従業員、取引先、顧客等の利害関係者に対する対応方針
- ⑨ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑩ 反社会的勢力との関係に関する情報

- ⑩ その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

#### **(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討**

##### **① 当社取締役会に対する情報提供の要求**

独立委員会は、買付者等から買付説明書その他の情報（追加的に提出を求めた情報も含みます。以下同じとします。）が提出されたと合理的に認めた場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（以下「取締役会検討期間」といいます。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができます。

##### **② 独立委員会による検討等**

独立委員会は、買付者等からの買付説明書その他の情報等の提供が十分になされたと認めた場合、情報等の受領から90日間が経過するまでの間（取締役会検討期間を含み、以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。買付者等は、独立委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（ただし、30日間を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

#### **(e) 独立委員会の勧告**

独立委員会は、買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」において定められる発動事由（同(3)に記載される準発動事由も含み、以下「本発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合等には、引き続き買付者等より情報提供を受ける必要や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てその他の法令および当社定款の下でとりうる合理的な施策（注15）（以下「本新株予約権の無償割当て等」と総称します。）を実施することを勧告します。なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当て等を実施するに際し、事前又は事後に株主意

思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合  
(注16)

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、本発動事由が存しなくなった場合

他方、独立委員会は、買付等について本発動事由に該当するとの判断に至らなかった場合は、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の勧告を行わないものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、その後も、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付等が本発動事由に該当することとなった場合には、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

上記のほか、独立委員会は、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することもできるものとします。

#### **(f) 取締役会の決議**

当社取締役会は、次の(g)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従い決議を行うものとします。また、当該株主意思確認総会が開催されない場合には、独立委員会からの上記(e)に従った勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

#### **(g) 株主意思確認総会の開催**

当社取締役会は、(i)上記(e)に従い、独立委員会が、本新株予約権の無償割当て等の実施に際して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、もしくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、または(ii)当社取締役会が、本新株予約権の無償割当て等を実施すべきと考える場合であって、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。（注17））を招集し、株主の皆様の意思を確認することができるものとします（注18）。

## (h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令または金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実および独立委員会検討期間の延長が行われた事実を含みます。）または独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

## (3) 本新株予約権の無償割当て等の要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

### 記

#### 発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

#### 発動事由その2

下記のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
  - ① 株券等を買占め、その株券等について当社または当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
  - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

- (c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、または買付等の後における当社の他の株主、当社グループの従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適當な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの従業員、顧客、取引先等との関係を損なうこと等により、当社の企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

上記のほか、当社は、上記の各発動事由に準じる要件が充足され、かつ、相当性を有する場合（本プランにおいて「準発動事由」といいます。）には、本プランの発動として法令および当社定款の下でとりうる合理的な施策を講じることがあります。この場合も、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

#### **(4) 本新株予約権の無償割当ての概要**

本プランに基づき本新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は、以下のとおりです。

##### **(a) 本新株予約権の数**

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議または株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

##### **(b) 割当対象株主**

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

##### **(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日**

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

##### **(d) 本新株予約権の目的である株式の数**

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

#### **(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額**

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ過去90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

#### **(f) 本新株予約権の行使期間**

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

#### **(g) 本新株予約権の行使条件**

(Ⅰ)買付者等、(Ⅱ)買付者等の共同保有者、(Ⅲ)買付者等の特別関係者、もしくは(Ⅳ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅲ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者（その共同保有者・特別関係者を含みます。）、または、(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者の関連者（注19）（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として、本新株予約権を行使することができません。

なお、当社取締役会は、ある者が非適格者に該当するかを判断するにあたり（注20）、独立委員会の意見を聴取し、独立委員会の判断を最大限尊重するものとします。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

#### **(h) 本新株予約権の譲渡**

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

**(i) 当社による本新株予約権の取得**

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。  
また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうちに非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとします、その後も同様とします。
- ③ 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降の日で取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者が有する本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使が原則として認められないとされているもの（注21）を対価として交付することができます。また、当該新株予約権には、一定期間の経過後、一定の場合に合理的な対価を交付することにより当社が取得することができること等の取得条項が規定される場合があります。当該新株予約権の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において定めるものとします。
- ④ その他の取得に関する事項については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

**(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付**

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

**(k) 新株予約権証券の発行**

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

**(l) その他**

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

## **(5) 本プランの有効期間、廃止および変更**

本プランの有効期間は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、または当社株主に不利益を与えない場合等本総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更することができるものとします。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実および（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

## **(6) 法令の改正等による修正**

本プランで引用する法令の規定は、2024年5月15日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

## **(7) その他の事項**

本プランの内容のうち、本議案に定めのない事項または本議案に抵触しない事項については、当社取締役会において定めることができるものとします。

- (注1) 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
- (注9) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。



- (注10) 「当該株券等取得者と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が存するか否かの判定は、現在または過去の資本関係（共同支配の関係を含まず。）、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等や、当該株券等取得者および当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとし、
- (注11) 本文③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が独立委員会の判断を尊重し合理的に行うものとし、
- (注12) 独立委員会規則の概要は以下のとおりです。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、または(ii)有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
  - ・ 独立委員会委員の任期は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役であった独立委員会委員が、それらの地位を失った場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
  - ・ 独立委員会は本新株予約権の無償割当てその他の法令および当社定款の下で取りうる合理的な施策（以下「本新株予約権の無償割当て等」と総称する。）の実施または不実施、本新株予約権の無償割当て等の中止または本新株予約権の無償取得、当社取締役会が別途独立委員会に諮問し、または別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項その他所定の事項について決定を行うことができる。
  - ・ 独立委員会の決議は、原則として独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議または電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その議決権の過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。
- (注13) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
- (注14) 買付者等がファンドの場合は、各組員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。
- (注15) 具体的には、株主総会において買付者等に対し買付等の中止を求める決議を行うことなどが考えられます。
- (注16) 例えば、既に開始している買付等を中止・撤回（買付等が公開買付けの方法により実施されている場合には、公開買付けの撤回の公告（金融商品取引法第27条の11第2項本文）がなされることを要します。）をした上で、①一定の期間、買付等を実施しないこと、②一定の期間内に株券等保有割合を一定の割合まで減少させること、③一定の期間、臨時株主総会招集請求権を行使しないこと等を誓約する旨の書面を差し入れ、当該誓約書を遵守する場合がございます。
- (注17) 会社法第295条に規定される決議事項を決議する会社法上の株主総会に限らず、同条に規定される決議事項以外の事項について勧告的決議を行う場合も含めて「株主意思確認総会」と記載しております。また、株主意思確認総会は、本新株予約権の無償割当ての実施に係る取締役会決議後、本新株予約権の無償割当ての効力発生日前に開催されるものを含みます。

- (注18) 株主意思確認総会においては、原則として普通決議により株主の皆様の意思を確認することとしますが、買付等の目的、方法および内容ならびに買付者等と一般株主の間における利益相反の可能性を含む諸般の事情を総合的に勘案して、買付者等および独立委員会が当該議案との関係で買付者等と特別の利害関係を有すると認める者（以下「買付者等特別利害関係者」といいます。）を、その承認可決要件の計算から除外して取り扱うことがあります。
- (注19) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。） 、またはその者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。
- (注20) ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、非適格者に該当しないものとします。
- (注21) 但し、一定の場合には、非適格者による当該新株予約権の行使が認められる旨の条件を付すことがあります。具体的には、買付者等が、既に開始している買付等を中止・撤回（買付等が公開買付けの方法により実施されている場合には、公開買付けの撤回の公告（金融商品取引法第27条の11第2項本文）がなされることを要します。）した上で、①買付等を一定の期間実施しないこと、②一定の期間以内に株券等保有割合を一定の割合まで減少させること、③一定の期間、臨時株主総会招集請求権を行使しないこと等を誓約する旨の書面を差し入れ、当該誓約書を遵守する場合には、かかる買付者等その他の非適格者は、その保有する当該新株予約権につき、一定の割合の範囲内に限り行使することができることなどが定められることなどがあります。

独立委員会委員略歴

本更新時の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

氏名： 鳩山 玲人 (はとやま れひと)

生年月日： 1974年1月12日

略歴： 1997年4月 三菱商事(株)入社  
2008年5月 (株)サンリオ入社  
2013年4月 同社 常務取締役  
2013年6月 (株)ディー・エヌ・エー 社外取締役  
2015年6月 Sanrio Media & Pictures Entertainment, Inc. CEO  
2016年4月 ピジョン(株) 社外取締役 (現任)  
2016年6月 当社 社外取締役 (現任)  
2016年7月 (株)鳩山総合研究所 代表取締役 (現任)  
2021年3月 Zホールディングス(株) 社外取締役  
現在に至る

鳩山玲人は、現在、当社の社外取締役であり、また、本総会で取締役選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として再任する予定です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

氏 名： 玉塚 元一（たまつか げんいち）

生年月日： 1962年5月23日

略 歴： 1985年 4月 旭硝子(株) (現AGC(株)) 入社  
2002年11月 (株)ファーストリテイリング 代表取締役社長兼COO  
2005年 9月 (株)リヴァンプ設立 代表取締役  
2014年 5月 (株)ローソン 代表取締役社長  
2017年 6月 (株)ハーツユナイテッドグループ  
(現(株)デジタルハーツホールディングス) 代表取締役社長CEO  
2017年10月 (株)デジタルハーツ 代表取締役社長  
2019年 6月 当社 社外取締役 (現任)  
2021年 6月 (株)ロッテホールディングス 代表取締役社長CEO (現任)  
2021年10月 (一社)ジャパンラグビーリーグワン 理事長 (現任)  
2022年 4月 (公社)経済同友会 副代表幹事 (現任)  
2022年11月 (株)千葉ロッテマリーンズ 取締役オーナー代行 (現任)  
現在に至る

玉塚元一は、現在、当社の社外取締役であり、また、本総会で取締役選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として再任する予定です。

同氏は(株)ロッテホールディングスの代表取締役社長CEOを兼職しており、当社は同社との間に取引関係がございます。

2023年度において、当社は玉塚元一が兼職している(株)ロッテホールディングスおよび(株)千葉ロッテマリーンズから業務を受託しておりますが、各取引金額は、当社の連結売上高と比べて僅少(2%未満)であります。なお、当社から(株)ロッテホールディングスおよび(株)千葉ロッテマリーンズへ業務の委託は行っておりません。したがって、同氏の独立性は十分に確保されていると判断しております。また、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

氏 名： 鈴木 則義 (すずき のりよし)

生年月日： 1956年4月20日

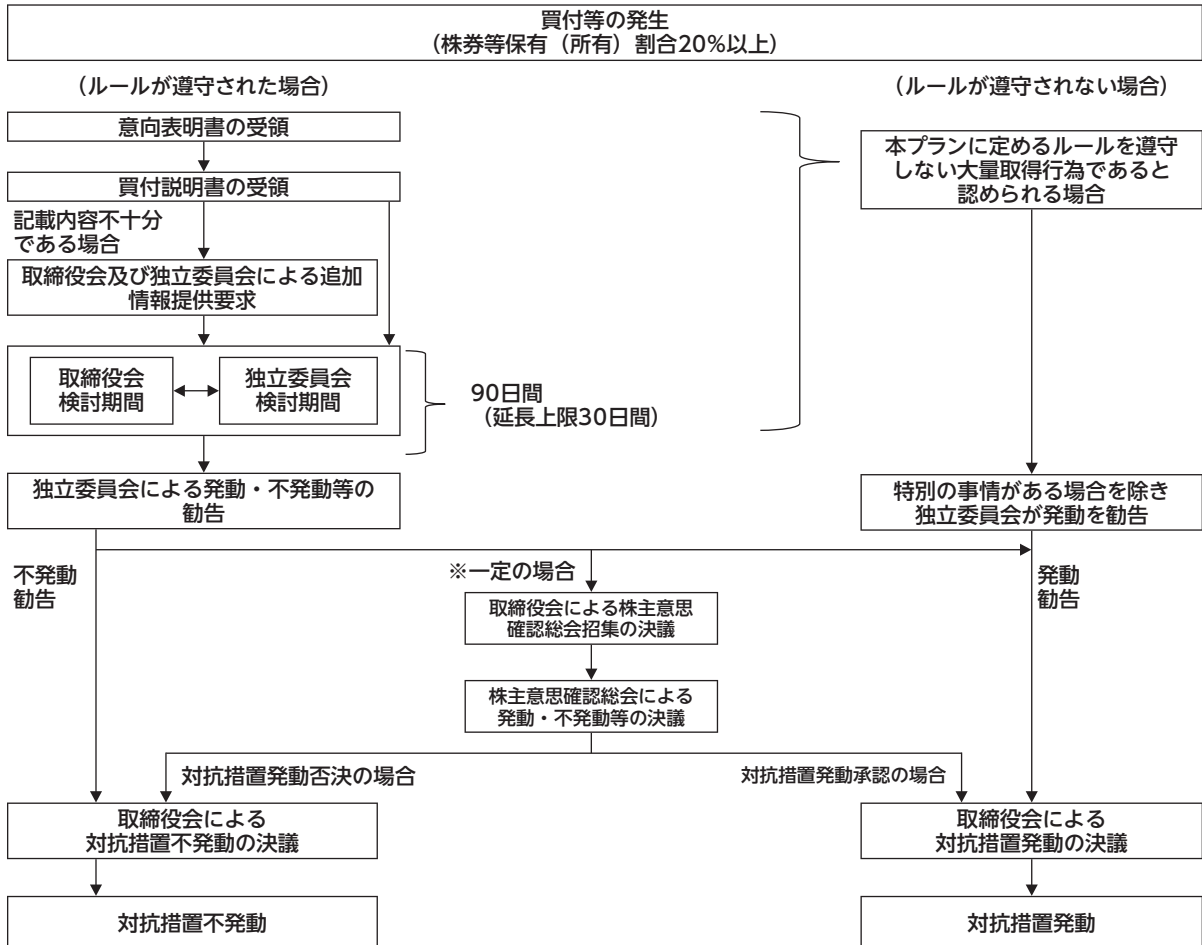
略 歴： 1982年 4 月 日興証券(株)入社  
2001年10月 日興コーディアル証券(株)(現SMBC日興証券(株)) プライベート・  
バンキング部長  
2005年 2 月 同社 常務取締役  
2008年12月 同社 専務取締役  
2009年 7 月 LCFエドモン・ドゥ・ロスチャイルド・日興コーディアル(株)  
(現エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・日興(株)) 代表取締役社長  
2017年 3 月 SMBC日興証券(株) 副社長執行役員  
2019年 7 月 (株)SUZUKI NORIYOSHI OFFICE 代表取締役社長 (現任)  
2020年 6 月 当社 社外取締役 (現任)  
2021年 1 月 LES ROIS MAGES JAPON(株) 代表取締役社長 (現任)  
現在に至る

鈴木則義は、現在、当社の社外取締役であり、また、本総会で取締役選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として再任する予定です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

以 上

本プランの手続きに関するフロー図



※(i)独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、もしくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、または(ii)当社取締役会が、本新株予約権の無償割当て等を実施すべきと考える場合であって、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合

(注)本フローチャートは、本プランに係る手続の流れの概要をわかりやすく説明するために、詳細を省略し作成したものです。本プランの正確な内容については、本議案本文をご参照下さい。

## 第4号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)14名選任の件

取締役(監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ)全員(13名)の任期は、本総会終結の時をもって満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役14名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、過半数が独立社外取締役で構成されている指名委員会の審議を経ており、また、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	候補者属性		
1	おく だ まさ たか 奥 田 昌 孝	代表取締役会長	再任		
2	む た まさ あき 牟 田 正 明	代表取締役共同社長	再任		
3	かみ や たけ し 神 谷 健 志	代表取締役共同社長	再任		
4	こう の まさ とし 高 野 雅 年	代表取締役 副社長執行役員	再任		
5	まつ ばら けん し 松 原 健 志	取締役 副社長執行役員	再任		
6	かい づか ひろし 貝 塚 洋	取締役 副社長執行役員	再任		
7	やま した えい じ ろう 山 下 栄 二郎	取締役 専務執行役員	再任		
8	かど まつ よし え 門 松 美 枝	常務執行役員	新任		
9	ふな つ こう じ 船 津 康 次	取締役 相談役	再任		
10	はと やま れ ひと 鳩 山 玲 ひと	社外取締役	再任	社外	独立
11	たま つか げん いち 玉 塚 元 一	社外取締役	再任	社外	独立
12	すず き のり よし 鈴 木 則 義	社外取締役	再任	社外	独立
13	つる もり み わ 鶴 森 美 和	社外取締役	再任	社外	独立
14	くれ たに のり ひろ 樽 谷 典 洋	—	新任	社外	独立

候補者  
番号

1

再任

おく だ まさ たか

奥田昌孝 (1967年3月29日)

所有する当社株式の数 6,404,932株  
(10株)

### 略歴・当社における地位・担当

1988年4月	当社入社	2003年6月	代表取締役社長兼COO
1996年6月	取締役 マーケティング本部副本部長	2020年4月	代表取締役社長兼COO 兼事業開発総括責任者
2002年9月	代表取締役副社長兼COO	2022年6月	代表取締役会長 事業開発総括責任者
		2023年4月	代表取締役会長(現任)

### ●取締役候補者とした理由

2003年に代表取締役社長兼COOに就任し、当社および当社グループの持続的な企業価値向上を目指し強いリーダーシップを発揮してまいりました。経営者としての豊富な経験と卓越した知見を活かすことにより、当社の取締役会における重要な業務執行の決定および執行部門に対する監督機能の強化が期待できると判断し取締役候補者いたしました。

候補者  
番号

2

再任

む た まさ あき

牟田正明 (1965年2月9日)

所有する当社株式の数 108株  
(6,639株)

### 略歴・当社における地位・担当

1989年4月	(株)リクルート入社	2017年6月	取締役専務執行役員 営業統括責任者 兼サービス推進本部担当 兼DEC統括 AE担当
1999年6月	ダブルクリック(株) 常務取締役	2018年4月	取締役専務執行役員 DEC統括共同統 括責任者 兼営業統括共同統括責任者 兼海外事業統括副責任者
2001年11月	(株)アスクジーズジャパン 取締役副 社長	2020年6月	取締役副社長執行役員 DEC統括共同 統括責任者 兼営業統括共同統括責任 者 兼海外事業統括副責任者 兼DEC統 括AE総括担当
2003年6月	当社入社 取締役	2022年6月	代表取締役共同社長 マーケティング 本部担当(現任)
2004年6月	常務執行役員		
2005年6月	上席常務執行役員		
2012年6月	上席常務取締役 営業統括責任者 兼営 業統括グローバル営業統括部長		
2015年4月	専務取締役 営業統括責任者 兼サービ ス推進本部副本部長		

### ●取締役候補者とした理由

営業戦略・マーケティング分野について豊富な経験と知識を有しており、当社および当社グループの事業成長に向けて、取締役会における重要な業務執行の決定および担当事業の推進を適切に行うことができると判断し取締役候補者いたしました。



候補者  
番号

3

再任

かみ や たけ し  
**神谷 健志** (1973年8月30日)

所有する当社株式の数

一株  
(2,599株)

### 略歴・当社における地位・担当

1998年 4月	日本電信電話(株)入社	2022年 6月	代表取締役副社長執行役員 経営戦略 本部長 兼本社管理総括責任者 兼事業 開発総括副責任者 兼事業開発総括
2005年 7月	Bain&Company Japan, Inc. 入社		グローバルEC・DS推進本部担当 兼
2015年10月	当社入社 常務執行役員経営戦略本部長		コンプライアンス推進統括部担当
2016年 6月	上席常務執行役員 経営戦略本部長	2023年 4月	代表取締役共同社長 経営戦略本部長 兼本社管理総括責任者 兼事業開発総 括共同総括責任者 兼事業開発総括
2017年 6月	取締役上席常務執行役員 経営戦略本 本部長 兼DEC統括副責任者 兼DEC統 括グローバルEC・DS推進本部長 兼 DEC統括グローバルEC・DS本部長		グローバルEC・DS推進本部担当 兼 コンプライアンス推進統括部担当 兼 ダイバーシティ、エクイティ&インクル ージョン推進統括部担当
2019年 6月	取締役専務執行役員 経営戦略本部長 兼グローバルEC・DS推進本部長 兼 DEC統括EC・DS本部担当	2023年11月	代表取締役共同社長 事業開発総括共 同総括責任者(現任)
2020年 6月	取締役副社長執行役員 経営戦略本部 長 兼事業開発総括副責任者 兼事業開 発総括グローバルEC・DS推進本部長		

### ●取締役候補者とした理由

経営戦略やコンサルティング分野について豊富な経験と知識を有しており、当社および当社グループの事業成長に向けて、取締役会における重要な業務執行の決定および担当事業の推進を適切に行うことができると判断し取締役候補者としていたしました。

候補者  
番号

4

再任

このまさとし  
**高野 雅年** (1965年8月22日)所有する当社株式の数  
4,800株  
(2,644株)**略歴・当社における地位・担当**

1986年 3月	当社入社	2021年 6月	取締役副社長執行役員 BPOサービス統括責任者 兼サービス推進総括責任者 兼BPOサービス統括事業開発室長
2011年 6月	常務執行役員 サービス統括サービス推進本部長	2022年 6月	代表取締役副社長執行役員 BPOサービス統括責任者 兼サービス推進総括責任者 兼BPOサービス統括事業開発室長 兼BPOサービス統括サービス推進本部長
2013年 6月	上席常務取締役 ビジネスプロセスアウトソーシングサービス総括責任者 兼サービス推進本部副本部長	2024年 4月	代表取締役副社長執行役員 BPOサービス統括責任者 兼品質管理統括部担当(現任)
2017年 6月	取締役上席常務執行役員 BPOサービス統括責任者 兼サービス推進本部長		
2019年 4月	取締役専務執行役員 BPOサービス統括責任者 兼サービス推進総括責任者		

**●取締役候補者とした理由**

BPO分野について豊富な経験と知識を有しており、当社および当社グループの事業成長に向けて、取締役会における重要な業務執行の決定および担当事業の推進を適切に行うことができると判断し取締役候補者としたしました。

候補者  
番号

5

再任

まつばら けんし  
**松原 健志** (1964年4月3日)所有する当社株式の数  
800株  
(1,802株)**略歴・当社における地位・担当**

1987年 4月	(株)リクルート入社	2017年 4月	専務執行役員 DEC統括責任者 兼サービス推進本部副本部長
2000年 7月	ネットパーセプションズ・ジャパン(株)入社	2019年 6月	取締役専務執行役員 DEC統括共同統括責任者 兼DEC統括デジタルコミュニケーションセンター総括責任者
2002年 5月	当社入社	2022年 6月	取締役副社長執行役員 DEC統括責任者
2007年 7月	執行役員 コールセンターサービス総括首都圏第一サービス本部長	2023年 4月	取締役副社長執行役員 CX事業統括責任者(現任)
2015年 4月	常務執行役員 コンタクトセンターサービス統括責任者		
2016年 6月	上席常務執行役員 DEC統括責任者 兼サービス管理本部副本部長		

**●取締役候補者とした理由**

コンタクトセンターサービス分野について豊富な経験と知識を有しており、当社および当社グループの事業成長に向けて、取締役会における重要な業務執行の決定および担当事業の推進を適切に行うことができると判断し取締役候補者としたしました。

候補者  
番号

6

再任

かいづか ひろし  
**貝塚 洋** (1965年2月26日)

所有する当社株式の数 6,800株  
(1,014株)

### 略歴・当社における地位・担当

1988年4月	当社入社	2021年6月	取締役専務執行役員 営業統括共同統括責任者
1996年6月	取締役 マーケティング本部副本部長	2022年6月	取締役副社長執行役員 営業統括責任者 兼DEC統括AE総括担当
2001年8月	常務取締役 事業戦略本部担当補佐 兼海外事業本部長	2024年4月	取締役副社長執行役員 グループ営業統括責任者 兼グループ営業統括営業統括責任者(現任)
2004年4月	常務執行役員 公共・通信サービス営業本部長		
2016年6月	上席常務執行役員 営業統括副責任者		
2019年1月	専務執行役員 営業統括共同統括責任者		

### ●取締役候補者とした理由

営業分野について豊富な経験と知識を有しており、当社および当社グループの事業成長に向けて、取締役会における重要な業務執行の決定および担当事業の推進を適切に行うことができると判断し取締役候補者となりました。

**略歴・当社における地位・担当**

1993年4月 (株)リクルート入社  
2000年10月 当社入社  
2013年3月 上海特思尔大宇宙商务咨询有限公司  
(transcosmos China) 董事長総経理  
2014年4月 執行役員 海外事業総括中国事業第二  
部長 兼上海特思尔大宇宙商务咨询有  
限公司(transcosmos China)董事長  
総経理  
2016年1月 常務執行役員 海外事業総括中国事業  
本部長 兼上海特思尔大宇宙商务咨询  
有限公司(transcosmos China)董事  
長総経理  
2017年4月 上席常務執行役員 海外事業統括中国  
事業本部長 兼上海特思尔大宇宙商务  
咨询有限公司(transcosmos China)  
董事長総経理

2021年6月 専務執行役員 グローバル事業統括副  
責任者 兼グローバル事業統括中国事  
業本部長 兼上海特思尔大宇宙商务咨  
询有限公司(transcosmos China)董  
事長  
2022年6月 専務執行役員 グローバル事業統括責  
任者  
2022年12月 上海特思尔大宇宙商务咨询有限公司  
(transcosmos China) 董事長 (現  
任)  
2023年3月 transcosmos Korea inc.取締役会長  
兼CEO (現任)  
2023年6月 取締役専務執行役員 グローバル事業  
統括責任者(現任)

**重要な兼職の状況**

上海特思尔大宇宙商务咨询有限公司(transcosmos  
China) 董事長  
transcosmos Korea Inc. 取締役会長兼CEO

**● 取締役候補者とした理由**

グローバル事業分野について豊富な経験と卓越した見識を有しており、当社および当社グループの事業成長に向けて、取締役会における重要な業務執行の決定および担当事業の推進を適切に行うことができると判断し取締役候補者いたしました。

候補者  
番号

8

新任

かどまつよしえ  
**門松美枝** (1959年12月10日)

所有する当社株式の数

一株  
(一株)**略歴・当社における地位・担当**

1978年 4月 丸栄計算センター(株) (当社の前身企業) 入社  
 1985年 6月 当社入社  
 1996年 6月 取締役 人事本部副本部長  
 2000年 3月 取締役退任  
 2006年 1月 当社入社  
 2020年 3月 応用技術(株) 取締役 (現任)  
 2020年 6月 当社執行役員 BPOサービス統括ビルディングインフラサービス本部長

2021年 6月 常務執行役員 BPOサービス統括ビルディングインフラサービス本部長  
 2022年 4月 常務執行役員 BPOサービス統括副責任者 兼 BPOサービス統括アーバンエンジニアリングサービス総括責任者 (現任)

**重要な兼職の状況**

応用技術(株) 取締役

**● 取締役候補者とした理由**

BPO分野について豊富な経験と知識を有しており、当社および当社グループの事業成長に向けて、取締役会における重要な業務執行の決定および担当事業の推進を適切に行うことができると判断し取締役候補者としたしました。

候補者  
番号

9

再任

ふなつこうじ  
**船津康次** (1952年3月18日)

所有する当社株式の数

25,200株  
(12,426株)**略歴・当社における地位・担当**

1981年 4月 (株)リクルート入社  
 1995年12月 (株)北海道じゃらん 取締役  
 1998年 4月 当社入社 事業企画開発本部長  
 1998年 6月 常務取締役  
 1999年 6月 専務取締役 海外事業統轄補佐  
 2000年 4月 代表取締役副社長  
 総合営業本部、コンサルティング本部、各事業本部担当  
 2002年 9月 代表取締役社長兼CEO  
 2003年 6月 代表取締役会長兼CEO

2014年10月 カドカワ(株)(現 (株)KADOKAWA) 社外取締役  
 2019年 6月 (株)ディー・エヌ・エー 社外取締役  
 2019年 7月 当社代表取締役会長兼CEO 兼コンプライアンス推進統括部担当 兼ダイバーシティ推進統括部担当  
 2020年 9月 代表取締役会長兼CEO 兼コンプライアンス推進統括部担当  
 2022年 6月 取締役相談役(現任)

**● 取締役候補者とした理由**

長年にわたり代表取締役会長兼CEOとして当社および当社グループの持続的な企業価値向上を目指し強いリーダーシップを発揮してまいりました。その経営者としての豊富な経験と卓越した知見から、取締役の職務執行等への助言・監督が期待できると判断し取締役候補者としたしました。

候補者  
番号

10

再任

社外

独立

ほとやま れひと

鳩山 玲人 (1974年1月12日)

所有する当社株式の数

一株  
(一株)

在任期間8年

### 略歴・当社における地位・担当

1997年4月 三菱商事(株)入社  
2008年5月 (株)サンリオ入社  
2013年4月 同社常務取締役  
2013年6月 (株)ディー・エヌ・エー 社外取締役  
2015年6月 Sanrio Media & Pictures  
Entertainment, Inc. CEO  
2016年4月 ピジョン(株) 社外取締役(現任)

2016年6月 当社社外取締役(現任)  
2016年7月 (株)鳩山総合研究所 代表取締役(現任)  
2021年3月 Zホールディングス(株) 社外取締役

### 重要な兼職の状況

ピジョン(株) 社外取締役  
(株)鳩山総合研究所 代表取締役

### ● 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者とした理由： インターネットサービス・グローバル事業推進分野について豊富な経験と幅広い見識を有することから、当社取締役会に適切な人材と判断し社外取締役候補者といたしました。

期待される役割： 上記経験と見識を踏まえた客観的・中立的な立場からの取締役の職務執行等に対する助言、監督。

候補者  
番号

11

再任

社外

独立

たま つか げん いち

**玉塚元一** (1962年5月23日)

所有する当社株式の数

一株  
(3,448株)

在任期間5年

### 略歴・当社における地位・担当

1985年4月 旭硝子(株)(現AGC(株))入社  
2002年11月 (株)ファーストリテイリング 代表取締役社長兼COO  
2005年9月 (株)リヴァンプ設立 代表取締役  
2014年5月 (株)ローソン 代表取締役社長  
2017年6月 (株)ハーツユナイテッドグループ(現株)デジタルハーツホールディングス) 代表取締役社長CEO  
2017年10月 (株)デジタルハーツ 代表取締役社長  
2019年6月 当社社外取締役(現任)  
2021年6月 (株)ロッテホールディングス 代表取締役社長CEO(現任)

2021年10月 (一社)ジャパンラグビーリーグワン 理事長(現任)  
2022年4月 (公社)経済同友会 副代表幹事(現任)  
2022年11月 (株)千葉ロッテマリーンズ 取締役オーナー代行(現任)

### 重要な兼職の状況

(株)ロッテホールディングス 代表取締役社長CEO  
(一社)ジャパンラグビーリーグワン 理事長  
(公社)経済同友会 副代表幹事  
(株)千葉ロッテマリーンズ 取締役オーナー代行

### ● 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者とした理由： 複数の企業で代表取締役等を歴任するなど、経営全般に関する豊富な経験と幅広い見識を有することから、当社取締役会に適切な人材と判断し社外取締役候補者としたしました。

期待される役割： 上記経験と見識を踏まえた客観的・中立的な立場からの取締役の職務執行等に対する助言、監督。

候補者  
番号

12

再任

社外

独立

すずき のりよし

鈴木則義 (1956年4月20日)

所有する当社株式の数

一株  
(一株)

在任期間4年

### 略歴・当社における地位・担当

1982年4月 日興証券(株)入社  
2001年10月 日興コーディアル証券(株)(現SMBC日興証券(株)) プライベート・バンキング部長  
2005年2月 同社常務取締役  
2008年12月 同社専務取締役  
2009年7月 LCFエドモン・ドゥ・ロスチャイルド・日興コーディアル(株)(現エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・日興(株)) 代表取締役社長  
2017年3月 SMBC日興証券(株) 副社長執行役員

2019年7月 (株)SUZUKI NORIYOSHI OFFICE 代表取締役社長 (現任)  
2020年6月 当社社外取締役(現任)  
2021年1月 LES ROIS MAGES JAPON(株) 代表取締役社長(現任)

### 重要な兼職の状況

(株)SUZUKI NORIYOSHI OFFICE 代表取締役社長  
LES ROIS MAGES JAPON(株) 代表取締役社長

### ● 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者とした理由： 証券業界における長年の経験により、経営全般に関する豊富な経験と幅広い見識を有することから、当社取締役会に適切な人材と判断し社外取締役候補者としたしました。

期待される役割： 上記経験と見識を踏まえた客観的・中立的な立場からの取締役の職務執行等に対する助言、監督。



候補者  
番号

13

再任  
社外  
独立

つる もり み わ  
**鶴森美和** (1977年2月10日)

所有する当社株式の数

一株  
(一株)

在任期間1年

### 略歴・当社における地位・担当

2006年10月 弁護士登録  
フェアネス法律事務所 弁護士  
2013年10月 内幸町法律事務所 弁護士  
2017年 4月 虎ノ門一丁目法律事務所 パートナー  
(現職)  
2021年 2月 (株)トゥエンティーフォーセブン 社外  
監査役(現任)

2023年 6月 当社社外取締役(現任)

### 重要な兼職の状況

虎ノ門一丁目法律事務所 パートナー  
(株)トゥエンティーフォーセブン 社外監査役

(注) 鶴森美和は、弁護士業務を旧姓(松谷)で行っております。

### ●社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者とした理由： 弁護士としての経験により、企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識を有することから、当社取締役会に適切な人材と判断し社外取締役候補者いたしました。

なお、鶴森美和は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、本理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

期待される役割： 上記経験と見識を踏まえた客観的・中立的な立場からの取締役の職務執行等に対する助言、監督。

候補者  
番号

14

新任

社外

独立

くれ たに のり ひろ

博谷典洋 (1965年12月3日)

所有する当社株式の数

一株  
(一株)

### 略歴・当社における地位・担当

1988年 4月	(株)電通 入社	2019年 7月	(株)電通 グローバル・データ・テクノロ ジーコミッティ 議長
2016年 7月	同社 デジタルプラットフォームセン ター局長 兼(株)電通デジタル 取締役 兼(株)サイバー・コミュニケーションズ 取締役	2020年 1月	同社 取締役副社長執行役員 (国内事 業統括兼BP部門担当)
2017年 1月	(株)電通 執行役員 (デジタル部門担当) 兼(株)電通デジタル 代表取締役CEO	2022年 1月	(株)電通 代表取締役社長執行役員 兼(株)電通グループ 執行役員/dentsu Japan CEO
2017年 3月	(株)電通 執行役員 (デジタル部門担当) 兼(株)電通デジタル 代表取締役CEO 兼(株)電通国際情報サービス(現 (株)電通 総研) 取締役		

### ● 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者とした理由： 会社経営者としての豊富な経験と広告業界・インターネットサービス事業等の幅広い見識を有することから、当社取締役会に適切な人材と判断し社外取締役候補者としたしました。

期待される役割： 上記経験と見識を踏まえた客観的・中立的な立場からの取締役の職務執行等に対する助言、監督。

- (注) 1. 取締役候補者が所有する当社株式数欄のカッコ内の数値は、持株会における持分であります(1株未満切捨表示)。
2. 貝塚洋は、transcosmos online communications(株)の代表取締役社長を兼職しており、当社は同社との間に取引関係があります。  
玉塚元一は、(株)ロッテホールディングスの代表取締役社長CEOを兼職しており、当社は同社との間に取引関係があります。  
その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 鳩山玲人、玉塚元一、鈴木則義、鶴森美和および榎谷典洋は社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者鳩山玲人、玉塚元一、鈴木則義および鶴森美和の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時点における期間であります。
5. 社外取締役候補者との責任限定契約について  
当社は、鳩山玲人、玉塚元一、鈴木則義および鶴森美和との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としており、各氏の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、榎谷典洋の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を締結する予定です。
6. 当社は、鳩山玲人、玉塚元一、鈴木則義および鶴森美和を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合は、当社は各氏を独立役員とする予定であります。また、榎谷典洋の選任が承認された場合は、同氏を独立役員とする予定です。
7. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が再任または選任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。当該保険契約の概要は事業報告4.(4)役員等賠償責任保険契約の内容の概要をご参照ください。
8. 2023年度において、当社は玉塚元一が兼職している(株)ロッテホールディングスおよび(株)千葉ロッテマリーンズから業務を受託しておりますが、各取引金額は、当社の連結売上高と比べて僅少(2%未満)であります。なお、当社から(株)ロッテホールディングスおよび(株)千葉ロッテマリーンズへ業務の委託は行っておりません。したがって、同氏の独立性は十分に確保されていると判断しております。
9. 社外取締役候補者が役員に就任していた他の株式会社の法令違反等の事実について  
社外取締役候補者である榎谷典洋が代表取締役を務めていた株式会社電通において、同氏が代表取締役として在任中でありました2023年2月28日(事案が発生した2018年当時はデジタル領域を担当する執行役員(当該事案の管轄外))、株式会社電通の親会社である株式会社電通グループの国内子会社の従業員であった者(事案が発生した2018年当時は株式会社電通に所属)が、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるテストイベントの入札等事業に関し、独占禁止法違反の疑いで公正取引委員会から刑事告発され、東京地方検察庁により起訴されました。また、同法の両罰規定により、2018年当時に株式会社電通であった現在の株式会社電通グループが法人として起訴されました。
10. 当社の社外取締役の独立性の判断基準は、49頁をご参照ください。
11. 取締役候補者の「略歴・当社における地位・担当」内の「DEC」、「AE」、「DS」の各表記は、それぞれ「デジタルマーケティング・EC・コンタクトセンター」、「アカウントエグゼクティブ」、「ダイレクトセールス」の略称であります。

## 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員(3名)の任期は、本総会終結の時をもって満了いたしますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、過半数が独立社外取締役で構成されている指名委員会の審議を経ており、また、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	候補者属性
1	なつ 夏 野 剛	社外取締役(監査等委員)	再任 社外 独立
2	よし 吉 田 望	社外取締役(監査等委員)	再任 社外 独立
3	う 宇 陀 栄 次	社外取締役(監査等委員)	再任 社外

候補者  
番号

1

再任

社外

独立

なつ の たけし

夏野

剛

(1965年3月17日)

所有する当社株式の数

60,000株  
(14,831株)

在任期間16年

### 略歴・当社における地位・担当

1988年4月 東京ガス(株)入社  
1997年9月 エヌ・ティ・ティ移動通信網(株)(現株)  
NTTドコモ)入社  
2005年6月 同社執行役員マルチメディアサービス  
部長  
2008年5月 慶應義塾大学大学院政策・メディア研  
究科特別招聘教授  
2008年6月 当社社外取締役  
セガサミーホールディングス(株)社外取  
締役  
エヌ・ティ・ティレゾナント(株)非常勤  
取締役  
2008年12月 (株)ドワンゴ取締役  
2009年6月 (株)ディー・エル・イー社外取締役  
2009年9月 グリー(株)社外取締役(現任)  
2010年12月 (株)U-NEXT(現株)USEN-NEXT  
HOLDINGS)社外取締役(現任)

2016年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)  
2016年8月 日本オラクル(株)社外取締役(現任)  
2018年11月 (株)KADOKAWA取締役  
2019年2月 (株)ドワンゴ代表取締役社長(現任)  
2020年4月 近畿大学特別招聘教授情報学研究所長  
(現任)  
2021年6月 (株)KADOKAWA代表取締役社長  
2023年6月 (株)KADOKAWA取締役代表執行役社  
長ChiefExecutiveOfficer(現任)

### 重要な兼職の状況

(株)ドワンゴ代表取締役社長  
グリー(株)社外取締役  
(株)USEN-NEXT HOLDINGS社外取締役  
日本オラクル(株)社外取締役  
(株)KADOKAWA取締役代表執行役社長  
ChiefExecutiveOfficer  
近畿大学特別招聘教授情報学研究所長

### ● 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者とした理由： 会社経営者としての豊富な経験と通信・インターネットサービス事業等の幅広い見識を有することから、当社取締役会に適切な人材と判断し社外取締役候補者いたしました。

期待される役割： 上記経験と見識を踏まえた客観的・中立的な立場からの取締役の職務執行等に対する助言、監査、監督。

候補者  
番号

2

再任  
社外  
独立

よし だ のぞむ  
**吉田 望** (1956年12月1日)

所有する当社株式の数 一株  
(12,596株)  
在任期間14年

### 略歴・当社における地位・担当

1980年 4月 (株)電通入社  
2000年10月 (株)ノゾムドットネット代表取締役(現任)  
2002年 1月 (株)コンセント非常勤取締役  
2004年 6月 (株)takibi代表取締役  
2008年 5月 (株)おだやかリビング代表取締役(現任)  
2010年 6月 当社社外取締役

2011年 6月 (株)朝日ネット社外監査役(現任、  
2024年6月26日退任予定)  
2016年 6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)  
2019年 6月 playful(株)代表取締役(現任)

### 重要な兼職の状況

(株)ノゾムドットネット代表取締役  
(株)おだやかリビング代表取締役  
(株)朝日ネット社外監査役  
playful(株)代表取締役

### ● 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者とした理由： 会社経営者としての豊富な経験と広告業界・インターネットサービス事業等の幅広い見識を有することから、当社取締役会に適切な人材と判断し社外取締役候補者いたしました。

期待される役割： 上記経験と見識を踏まえた客観的・中立的な立場からの取締役の職務執行等に対する助言、監査、監督。

候補者  
番号

3

再任  
社外

う だ え い じ  
宇 陀 栄 次 (1956年8月3日)

所有する当社株式の数

一株  
(一株)

在任期間10年

### 略歴・当社における地位・担当

1981年4月 日本アイ・ビー・エム(株)入社  
1999年1月 同社理事情報サービス産業事業部長  
2001年1月 ソフトバンク・コマース(株)(現ソフト  
バンク(株))代表取締役社長  
2004年3月 salesforce.com, Inc.  
Senior Vice President  
2004年4月 (株)セールスフォース・ドットコム代表  
取締役社長  
2012年4月 salesforce.com, Inc.  
Executive Vice President  
2014年6月 当社社外取締役  
2016年3月 ユニファイド・サービス(株)代表取締役会長  
2016年4月 フォー・ユー・ライフケア(株)代表取締役  
社長

2016年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)  
2017年9月 (株)Yext代表取締役会長兼CEO  
2017年12月 ユニファイド・サービス(株)代表取締役  
会長兼社長  
2018年4月 フォー・ユー・ライフケア(株)取締役会長  
2018年6月 ユニファイド・サービス(株)代表取締役  
会長  
2020年11月 (株)Yext代表取締役会長  
2021年6月 (株)Pluszero社外取締役(現任)  
2022年2月 ユニファイド・サービス(株)代表取締役  
社長(現任)

### 重要な兼職の状況

ユニファイド・サービス(株)代表取締役社長  
(株)Pluszero社外取締役

### ● 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者とした理由： 会社経営者としての豊富な経験とIT業界・インターネットサービス事業等の幅広い見識を有することから、当社取締役会に適切な人材と判断し社外取締役候補者といたしました。

期待される役割： 上記経験と見識を踏まえた客観的・中立的な立場からの取締役の職務執行等に対する助言、監査、監督。

- (注) 1. 夏野剛、吉田望および宇陀栄次は社外取締役候補者であります。各氏が所有する当社株式数欄のカッコ内の数値は、役員持株会における持分であります(1株未満切捨表示)。
2. 夏野剛は、㈱ドワンゴの代表取締役社長および㈱KADOKAWAの取締役代表執行役社長を兼職しており、当社は同社との間に取引関係があります。
- その他の社外取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 各社外取締役候補者の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時点における期間であります。
4. 社外取締役との責任限定契約について  
当社は、夏野剛、吉田望および宇陀栄次との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としており、夏野剛、吉田望および宇陀栄次の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、夏野剛および吉田望を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。夏野剛および吉田望の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が再任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。当該保険契約の概要は事業報告4.(4)役員等賠償責任保険契約の内容の概要をご参照ください。
7. 2023年度において、当社は夏野剛が兼職している㈱ドワンゴおよび㈱KADOKAWAから業務を受託しておりますが、各取引金額は、当社の連結売上高と比べて僅少(2%未満)であります。当社から㈱ドワンゴへ業務を委託しておりますが、この取引額は同社の連結売上高と比べて僅少(2%未満)であります。なお、当社から㈱KADOKAWAへ業務の委託は行っておりません。したがって、同氏の独立性は十分に確保されていると判断しております。
8. 社外取締役候補者が役員に就任していた他の株式会社の法令違反等の事実について  
社外取締役候補者である夏野剛が取締役代表執行役社長を務めている株式会社KADOKAWAにおいて、同氏が代表取締役として在任中でありました2022年8月から10月にかけて、東京2020オリンピック・パラリンピックのスポンサー選考に関し、同社役員が東京地方検察庁より捜査を受け、贈賄の容疑で逮捕、起訴されました。
9. 当社の社外取締役の独立性の判断基準は、49頁をご参照ください。



## 第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、過半数が独立社外取締役で構成されている指名委員会の審議を経ており、また、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

社外 独立	つる もり み わ 鶴森美和 (1977年2月10日)	所有する当社株式の数	一株
----------	--------------------------------	------------	----

### 略歴・当社における地位

2006年10月	弁護士登録 フェアネス法律事務所 弁護士	2023年 6月	当社社外取締役(現任)
2013年10月	内幸町法律事務所 弁護士		
2017年 4月	虎ノ門一丁目法律事務所パートナー (現職)	<b>重要な兼職の状況</b>	虎ノ門一丁目法律事務所パートナー
2021年 2月	(株)トゥエンティーフォーセブン社外 監査役(現任)		(株)トゥエンティーフォーセブン社外監査役

### ●補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者とした理由： 弁護士としての専門的な知識と豊富な企業法務経験を有することから、当社取締役会に適切な人材と判断し補欠の社外取締役候補者といたしました。  
なお、同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

期待される役割： 上記経験と見識を踏まえた客観的・中立的な立場からの取締役の職務執行等に対する助言、監査、監督。

- (注) 1. 鶴森美和は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。  
2. 同氏は、弁護士業務を旧姓(松谷)で行っております。  
3. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
4. 同氏は、第4号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)14名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に就任する予定(取締役(監査等委員である取締役を除く。))としての在任期間：1年)であります。監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合、取締役(監査等委員である取締役を除く。)を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定であります。  
5. 当社の社外取締役の独立性の判断基準は、次頁をご参照ください。

(参考) 当社の社外取締役の独立性の判断基準は、以下のとおりであります。

**1. 社外取締役が、現在および直近の過去3年間において、次に該当する者でないこと。**

① 当社の主要な顧客（注1）または当社を主要な顧客とする事業者（注2）の業務執行者。

（注1）直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当該顧客に対する当社の売上高の合計額が当社の連結売上高の2%を超える顧客とする。

（注2）直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社に対する当該事業者の売上高の合計額が当該事業者の連結売上高の2%を超える事業者とする。

② 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計・税務の専門家または法律専門家（注3）。

（注3）直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社からの報酬の合計額が1,000万円を超える者とする。

③ 当社から多額の寄付を得ている非営利団体（注4）の業務執行者。

（注4）直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社からの寄附金の合計額が1,000万円を超えまたは当該寄付先の収入総額の2%を超える団体とする。

④ 当社の大株主（注5）またはその業務執行者。

（注5）当社の議決権総数の10%以上の議決権を有する者。

**2. 社外取締役の2親等以内の近親者が、現在において、次に該当する者でないこと（重要でない者を除く）。**

① 当社または当社子会社の業務執行者。

② 上記1. ①～④に該当する者。

(参考) 役員の構成 (2024年6月25日以降)

各取締役が有する専門性と経験は以下のとおりです。

	氏名	企業経営	事業戦略	営業・ マーケティング	財務・ 会計・ M&A	法務・ コンプライアンス・ リスク管理	IT・ デジタル	グローバル	サービス 品質管理
社内取締役	奥田昌孝	●		●	●		●	●	
	牟田正明	●		●			●	●	
	神谷健志	●			●	●		●	
	高野雅年		●		●		●		●
	松原健志		●	●			●		●
	貝塚 洋		●	●			●	●	
	山下栄二郎		●	●				●	●
	門松美枝		●				●		●
	船津康次	●			●	●		●	
社外取締役	夏野 剛 (監査等委員)	●		●	●	●	●		
	吉田 望 (監査等委員)		●	●	●	●	●		
	宇陀栄次 (監査等委員)	●		●	●	●	●	●	
	鳩山玲人		●		●		●	●	
	玉塚元一	●		●			●	●	
	鈴木則義	●		●	●			●	
	鶴森美和				●	●			
	樽谷典洋	●	●	●			●		

上記一覧表は、各取締役が有するすべての専門性および経験を表すものではありません。

## <株主提案（第7号議案から第8号議案まで）>

第7号議案から第8号議案は、1名の株主様からの提案によるものであります。

なお、提案株主様から通知された提案の内容および理由については、議案毎に整理し、そのまま記載しております。

当社取締役会としては、後述のとおりこれらの議案にいずれも反対しております。

### 第7号議案 定款一部変更（自己株式の消却）の件

#### (1) 提案の内容

定款「第3章株主総会」の章に、第15条として、以下の条文を新設し、現行定款第15条以降を1条ずつ繰り下げる。

#### （自己株式の消却）

第15条 当会社の株主総会は、会社法に定める事項の外、会社法309条1項に定める普通決議をもって、自己株式の消却（消却する自己株式の種類および種類ごとの数を含む）に関する事項について決議することができる。

#### (2) 提案理由

- ・ 当社は2023年12月末現在約1,132万株の自己株式（発行済株式総数の23.2%）を保有している。
- ・ 自己株式の用途としては、M&A取引等の際にその対価として使用することなどが考えられる。しかし当社は、同月末において自己資本の41%に相当する約418億円のネットキャッシュ（社債および借入等控除後）を保有しており、現状のROEに対する甚大な希薄化軽減のためにもM&A等にはこれらのキャッシュを充当すべきと考えられる。
- ・ また当社の株主構成上、当該自己株式を筆頭とする上位3位（合計50.1%）が内部関係者株主とみられる中、当社が上記のネットキャッシュを保有しつつ買収防衛策を維持していることは、株主にとっては正当な企業価値を下回る価格での潜在的なMBO等のリスクを高めていると危惧される。
- ・ 上記の自己株式の一部を消却することで、当社がその企業価値向上に真摯に取り組んでいることがより明確になると期待される。

- **取締役会の意見**

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

- **反対の理由**

当社は、自己株式の消却については、中長期的な資本政策検討の中で議論していく必要があると考えており、今後の経営戦略との整合性も加味しながら、将来の資金調達やM&A等、機動的な資本政策への活用も含めて検討していく方針です。

この点、当社は、発行済株式総数の減少を通じて将来の株式の希薄化の懸念を軽減することを目的として、2024年4月30日に開催された取締役会において、保有している自己株式のうち、4,930,930株（発行済株式総数の10.11%）を消却することを決議しました。

また、その他保有している自己株式については、2026年に償還期日となるユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の転換時に活用する他、上記の方針に従ってその活用等を決定していく予定です。

なお、今後も、その時点の情勢により企業価値の向上および株主共同の利益に資すると取締役会が判断した場合は、自己株式の消却の実施を検討してまいります。

以上を踏まえ、自己株式の消却を含む資本政策については、株主総会ではなく、会社法の定めに従い、取締役会で決議することが、中長期的な経営戦略を踏まえたより機動的な資本政策を可能にし、結果的に企業価値の向上に資すると考えております。

従いまして、当社取締役会は本提案に反対いたします。

## <株主提案>

### 第8号議案 自己株式の消却の件

(1) 提案の内容

上記の提案が承認可決されることを条件として、保有する自己株式のうち、発行済株式総数の10%を超える分については、その全てを消却する。

(2) 提案理由

第7号議案と同じ。

• 取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

• 反対の理由

当社は、2024年4月30日に開催された取締役会において、自己株式4,930,930株（発行済株式総数の10.11%）を消却することを決議しました。かかる状況も踏まえ、現時点において、これ以上の自己株式の消却は不要と考えております。

従いまして当社取締役会は本提案に反対いたします。

以上

# 事業報告

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその結果

当連結会計年度における我が国経済は、経済社会活動の正常化が進み、景気は緩やかに回復しました。しかしながら、ウクライナ情勢の長期化に伴う資源価格上昇、世界的な金融引締めに伴う為替市場への影響、中国経済の先行き懸念など、依然として先行きは不透明な状況が続いています。

当社グループが展開するサービスを取り巻く環境は、生成AIやメタバースなど、進展するデジタル技術や長引く人手不足などを背景に、引き続き、業務の効率化やコスト競争力の強化、売上拡大などに繋がるアウトソーシングサービスに対する底堅い需要が続いています。また引き続き、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進やカスタマーエクスペリエンス（CX）の向上に向けた課題解決につながるサービスへの需要も高まっています。

このような状況の中、当社グループは、社会インフラとして積極的に展開してきた政府・自治体・民間企業が推進する新型コロナウイルス感染症対策に関連する業務支援が縮小したことによる業績への影響はあったものの、引き続き、拡大するサービス需要に向けて、お客様企業の経営、事業の変革を支援するCXサービス・BPOサービスを積極的に展開しました。また、2023年度より始動した2025年度までの中期経営計画の各施策を推進しました。

事業モデルのプラットフォーム化の施策では、これまでさまざまな顧客接点チャネルのデータを収集・分析・活用するサービスを提供してきた独自のCXプラットフォーム「TCI-DX for Support」において、コンタクトセンター・SNS・チャットに蓄積されるVOC（Voice of Customer：顧客の声）を起点に、顧客体験上で経験するさまざまな顧客接点のデータを統合的に分析する技術を開発し、データ活用技術の特許を取得しました（特許番号：特許7319478号）。このデータ活用技術を用いることで、従来よりも分析にかかる時間を大幅に短縮、さらにはコミュニケーションチャネルを横断してユーザーが自己解決しやすい環境を提供し、総課題解決時間30%削減の実現を目指します。ユーザーの自己解決促進により企業のサポートコスト削減に寄与するとともに、抽出された課題をマーケティング活動に活かすことで売上拡大にも貢献します。また、上場企業における有価証券報告書上での人的資本情報開示義務化に伴い、人的資本情報を可視化する「HCMアナリティクスプラットフォーム」サービスの提供を開始しました。現状の可視化と継続的な情報収集・分析により、人的資本情報開示に伴うお客様企業の企業価値向上を支援します。さらに、温室効果ガス（GHG）の排出量データ収集・算定を自動化する「GHG排出量算定ソリューション」サービスの提供を開始しました。既存のシステムからGHG排出量算定のためのデータを自動連携することにより、データ収集・算定工数を大幅に削減します。

新規事業開発・R&D推進の施策では、主に生成AIを活用したサービスの開発と推進に取り組

みました。具体的には、自社で提供しているサポートデスク支援ツール「Quick Support Cloud」に、生成AIを活用した「Quick Support Cloud with GAI」のサービス提供を開始しました。これにより、サポートデスク利用者が求めている回答を均一な品質で素早く提供することが可能となりました。また、AIに学習させるための教師データ生成による人的工数削減、記載内容の安定化、処理時間の短縮も実現し、お客様企業の業務最適化を実現します。また、生成AIを活用した自動翻訳ツール「Translingo SMART（トランスリンゴスマート）」を開発し、マルチ言語に対応するチャットサービスの提供を開始しました。顧客とオペレーター双方の言語を自動で翻訳し、バイリンガルのオペレーターを用意することなく、最大15言語（2024年1月現在）でのカスタマーサポートを可能にします。さらに、当社の持つアジア最大規模のコールセンター対応ノウハウを結集し、生成AIを活用したチャットBot「T-GPT（ティージーピーティー）」を独自開発し、「TCI-DX For Support」への搭載を開始しました。「T-GPT」を搭載したハイブリッドチャット対応では、エンドユーザーはいつでも問合せに対し自然な文章で回答を受けられるとともに、チャットBot対応と有人チャット対応のシームレスな連携により、高品質な顧客体験を受けられるようになります。「T-GPT」は韓国でのサービス開始に続き、日本が2か国目となります。今後もサービスの提供地域を拡大していきます。

グローバル事業の成長に向けた施策では、主に、アジアを中心とした各ローカル市場およびグローバル市場において、より競争力の高いサービスの拡充と体制の強化に注力しました。中国では、中国・台湾市場での事業領域のさらなる拡大に向け、中国市場向けのコンタクトセンターサービスを提供するオペレーション拠点として「鄭州（ていしゅう）センター」、台湾市場向けのオペレーションセンターとして「致理（ちり）センター」をそれぞれ新設しました。タイでは、不特定多数のユーザーによって投稿された書き込みや画像・動画などのインターネット上のコンテンツを監視する「Trust & Safetyサービス」を強化するため、オペレーション拠点「バンコク第二センター」を拡張しました。北米では、米国市場向けのニアショアサイトとしてメキシコに「メキシコシティセンター」を新設しました。また、新たな市場へのサービス提供に向けて、インドにtranscosmos India Private Limitedを設立しました。インド事業の第一弾として、2024年3月にバンガロールに300席規模のオペレーションセンター「バンガロールセンター」を開設し、インドローカル市場向けのコンタクトセンターサービスを開始しました。日本および海外事業で培ったノウハウをインド市場に展開し、新しい顧客体験を提供するCXサービスを提案していきます。海外においては、現在、34の国と地域、111拠点（2024年3月現在）でサービスを提供できる体制が確立されており、今後もローカル企業のほか、現地に進出する多くのお客様企業の売上拡大・コスト最適化を支援するサービスを幅広く提供していきます。

以上の結果、当期の連結業績は、単体サービスでのコロナ関連業務以外のサービスにおいて新規受注が拡大しましたが、コロナ関連業務の反動減や中国EC事業の需要減少の影響などで、売上高362,201百万円となり前期比3.1%の減収となりました。利益につきましては、単体サービスでのサービス進化、デジタル技術活用、グローバル拡大など中期成長に向けた先行的な投資を実施した影響などで、営業利益は11,474百万円となり前期比50.7%の減益、経常利益は13,782百万円となり前期比40.3%の減益、親会社株主に帰属する当期純利益は10,097百万円



となり前期比36.0%の減益となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### **(単体サービス)**

当社におけるアウトソーシングサービス事業等につきましては、コロナ関連業務以外のサービスにおいて新規受注が拡大しましたが、コロナ関連業務の反動減や中期成長に向けた先行的な投資を実施した影響などで、売上高は236,716百万円と前期比3.2%の減収となり、セグメント利益は7,003百万円と前期比56.0%の減益となりました。

#### **(国内関係会社)**

国内関係会社につきましては、一部の上場子会社およびそのグループ会社において、コロナ禍で拡大した領域で需要が減少するなど、売上高の減少や収益性の低下などにより、売上高は42,308百万円と前期比2.1%の減収となり、セグメント利益は1,920百万円と前期比48.7%の減益となりました。

#### **(海外関係会社)**

海外関係会社につきましては、ASEAN子会社では2桁成長を維持しているものの、中国EC事業の需要減少の影響や、韓国子会社における一部案件の業務量減少や人件費上昇の影響などで、売上高は95,670百万円と前期比2.7%の減収となり、セグメント利益は2,546百万円と前期比29.8%の減益となりました。

なお、セグメント利益につきましては、連結損益計算書における営業利益をベースにしております。

## (2) 対処すべき課題

### 事業ポートフォリオ基本方針

当社グループは、CX（カスタマーエクスペリエンス）サービス事業とBPO（ビジネスプロセスアウトソーシング）サービス事業をメインにグローバル展開することを主要事業とし、収益性と成長性が見込める新規事業に経営資源を投入し、グループ力を最大限に活用することで、当社グループの事業ポートフォリオの最適化を図ります。

### 中期経営計画

デジタル技術の進展や長引く人手不足などを背景に、当社グループが展開するアウトソーシングサービスに対する底堅い需要が続いています。特に、コロナ禍で再認識されたデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進やカスタマーエクスペリエンス（CX）の向上に向けた課題解決につながるサービスへの需要が高まっています。

このような状況の中、当社は、CXサービスとBPOサービスを2つの軸とした唯一無二のサービスポートフォリオで事業を展開しています。具体的には、CXサービスでは、マーケティングからカスタマーケアまで一気通貫で提供することでお客様企業の売上拡大に貢献し、BPOサービスでは、専門性とデジタル技術を融合したデジタルBPOでお客様企業の事業基盤強化とコスト最適化を支援しています。

当社は、「people & technology（人と技術の融合）」を根幹に据え、お客様企業の変革を支援するため「Global Digital Transformation Partner（お客様企業のよきデジタルトランスフォーメーションパートナー）」を目指す姿として掲げ、高い成長性・収益性を目指し取り組んできました。また、2020年より新型コロナウイルス感染症が世界的に流行する中、当社は大規模な業務実行能力を活かし、政府・自治体・民間企業が推進する感染対策の諸政策に関連する業務支援を積極的に展開し、大きな事業成果をあげることができました。これらの取り組みの結果、2021年度には売上高・営業利益ともに過去最高額を更新することができ、事業全体の収益性においても大幅に改善することができました。

当社グループは、売上高1兆円の達成を長期的な目標に掲げており、そのためにはサービス・事業のさらなる進化が必要です。当社の様々な業務ノウハウやマルチコミュニケーションチャネルへの対応力をさらに強化し、グローバルクライアントへの対応力を高めて地域×サービスのカバーを拡げ、全社的に人材育成・強化を進めることで、フロントならびにバックオフィス業務の刷新に取り組むお客様企業の期待に応えるとともに、最大の成長機会である海外市場への展開を加速していく必要があります。

このような考えのもと、当社では2023年度から2025年度までの中期経営計画を策定し、以下の重点施策を進めています。

## ■ 目指す姿

### 1. オペレーショナル・エクセレンスからテクノロジーソリューションカンパニーに進化

最新クラウドテクノロジーとデータ活用のCXプラットフォーム（全体最適化されたユーザー接点）とデジタルBPO（全体最適化された業務プロセス）のフル活用によって、デジタルで顧客体験と生産性を最大化し、カスタマーサクセスを加速。

### 2. アジア圧倒的No.1、グローバルCX/BPOベンダーTOP5を目指す

日本・中国・韓国・ASEAN・米国・欧州にあるグローバル180拠点の有機的連携を推進しグループの継続的成長エンジンとして強化し、グローバル企業の成長力を取り込むことで、収益の最大化を図る。グループネットワークであらたな市場機会にも挑戦していく。

### 3. お取引先企業、社員、株主をはじめステークホルダーの期待に応え社会に貢献する

公平・信頼・永続・品質・イノベーション・カスタマーサクセス・成長を約束し、多様な事業・サービスポートフォリオを通して社会課題を解決するパートナーであり続ける。

## ■ 5つの戦略施策

1. 事業モデルのプラットフォーム化(as-a-service化)
2. サービス標準化による品質、利益の構造改革
3. グローバルの市場成長に応える体制強化と人材育成
4. グローバルネットワークを最大活用した新規事業開発・R&D推進
5. グループ経営基盤整備（財務、人事、マーケティング、ESG）

また、本中期経営計画では2025年度までの目標として、売上高4,500億円以上、営業利益率6.0～8.0%を経営指標としております。

これらの取り組みにより、最新のデジタル技術を通じてお客様企業に最高の顧客体験と生産性改革をもたらし、サステナブルな社会の実現に貢献する「Global Digital Transformation Partner」に向けて着実な進歩を遂げていきたいと考えております。

## トランスコスモスグループ サステナビリティ基本方針

わたしたちは、「お客様の満足の大きさが我々の存在価値の大きさ」という経営の基本理念のもと、みなさまと共創しWell-being社会を実現します。みなさまと共に、SDGs/ESGを推進して参ります。

### ■ サステナビリティを巡る重要な経営課題への取り組み

当社は、ESGの3つの要素である、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）に対する社会の課題や期待に対して積極的に取り組み、SDGs委員会運営規程に基づきサステナビリティ推進体制を構築しています。

## ・ 環境 (E)

当社はTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の提言に基づく気候変動に関する情報を開示しており、2023年度にはトランスコスモスグループとしてのGHG排出量（Scope1-3）を開示しました。CDP「気候変動レポート2023」ではBスコアを獲得し、気候変動への対応を進めています。

また、お客様企業のグローバルデジタルトランスフォーメーションパートナーとして、環境保全への対応が必須となる中、国際標準規格の「ISO14001」に準拠した環境マネジメントシステムの構築・運用、業務の効率化・省力化に繋がるサービスや環境に配慮したサービスの提供などにより、お客様企業のグリーン調達要請や社会の環境負荷の低減に貢献するよう取り組み、気候変動の進行がもたらす事業リスクを最小化していきます。

カーボンニュートラルにつながる活動として、和歌山県「企業の森」事業に参画し森林保全活動の取り組みを開始するとともに、沖縄県八重瀬町での植樹を実施し、「トランスコスモスの森」の取り組みを開始しています。企業版ふるさと納税を活用した大分県「森林クレジット創出支援」事業に対する支援を表明しており、地域の課題解決と脱炭素への取り組みを推進しています。

## ・ 社会 (S)

提供サービスへの責任、ダイバーシティの推進や人権・労働環境への配慮、社会貢献活動を通じた様々な社会課題の解決に取り組んでいます。特に事業拡大とグローバル展開を加速し、付加価値の創造を継続的に行っていくための源泉である人材力の強化に向けて、性別、国籍、障がいの有無など、多様なバックグラウンドをもった従業員がやりがいをもって活躍できる環境の実現を目指し取り組んでいます。

これらが評価され、2023年「障がい者雇用エクセレントカンパニー賞（東京都知事賞）」、職場におけるLGBTQに関する取り組み「PRIDE指標2023」にて「シルバー」を受賞しました。

2023年度は「トランスコスモスグループ人権方針」を制定し、人権推進委員会のもと、人権尊重の取り組みを推進しています。

また、地域の健康課題に則した取り組みや日本健康会議が進める健康増進の取り組みをもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度において2年連続で「健康経営優良法人2024（大規模法人部門）」に認定されています。

## ・ ガバナンス (G)

コーポレート・ガバナンス、リスクマネジメント、コンプライアンス、情報セキュリティといった事業継続に不可欠な経営基盤の強化に取り組んでいます。なお、コーポレート・ガバナンスに関する取り組みにつきましては、81頁「コーポレート・ガバナンスの強化」に記載のとおりであります。

(3) **資金調達**の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として6,050百万円の調達を行いました。

(4) **設備投資等**の状況

当連結会計年度における重要な事項はありません。

(5) **事業の譲渡、吸収分割または新設分割**の状況

当連結会計年度における重要な事項はありません。

(6) **他の会社の事業の譲受け**の状況

当連結会計年度における重要な事項はありません。

(7) **吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継**の状況

当連結会計年度における重要な事項はありません。

(8) **他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分**の状況

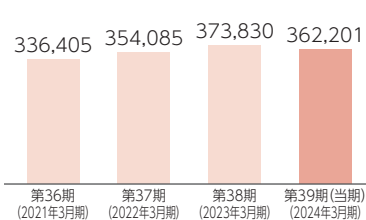
当社は、当社が保有する米国法人PFSweb, Inc.（投資有価証券、米国NASDAQ上場会社、以下「PFSW」といいます。）の全株式（発行済株式総数に対する割合：16.2%）について、GXO Logistics, Inc.が実施する米国法上の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に応募いたしました。本公開買付けが2023年10月20日（米国時間）に成立し、当社が応募したPFSWの全株式を売却いたしました。

## (9) 企業集団の財産および損益の状況の推移

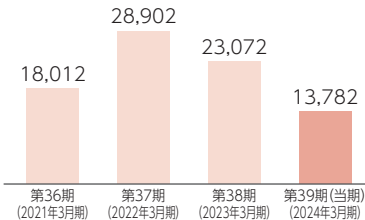
区 分	第 36 期 2021年3月期	第 37 期 2022年3月期	第 38 期 2023年3月期	第 39 期 (当連結会計年度) 2024年3月期
売上高 (百万円)	336,405	354,085	373,830	362,201
経常利益 (百万円)	18,012	28,902	23,072	13,782
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	10,022	21,488	15,767	10,097
1株当たり当期純利益 (円)	241.65	518.12	389.22	269.46
総資産 (百万円)	175,883	218,455	193,842	199,446
純資産 (百万円)	92,516	120,880	112,381	118,065
1株当たり純資産額 (円)	2,069.01	2,723.29	2,761.61	2,892.32

- (注) 1 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出し、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数により算出しております。
- 2 第37期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。

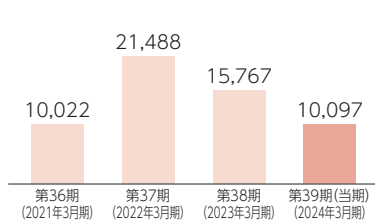
売上高 (単位: 百万円)



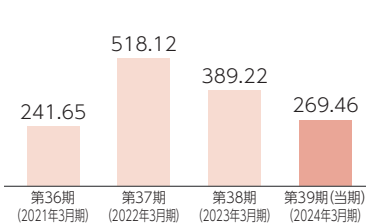
経常利益 (単位: 百万円)



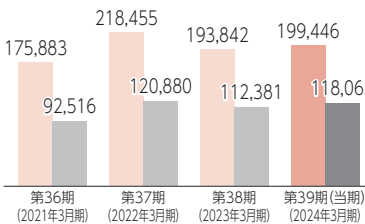
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位: 百万円)



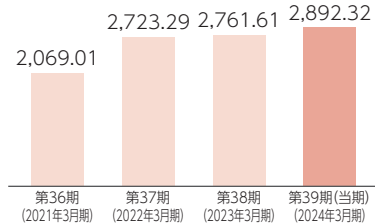
1株当たり当期純利益 (単位: 円)



総資産/純資産 (単位: 百万円)



1株当たり純資産額 (単位: 円)



(10) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 J ス ト リ ー ム	2,182百万円	50.35%	インターネットを利用したデータ配信サービス事業
応 用 技 術 株 式 会 社	600百万円	60.24%	GIS・製造業向けシステムインテグレーション事業
transcosmos Korea Inc.	5,302百万ウォン	100.00%	韓国CXサービス事業、BPOサービス事業等
上海特思尔大宇宙商務咨询有限公司	153百万元	100.00%	中国CXサービス事業等

### (11) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

#### CX (カスタマーエクスペリエンス) サービス事業

デジタルマーケティングサービス、ECワンストップサービス、コンタクトセンターサービスを統合し、多様化する企業と消費者の接点を、マーケティング、セールス、サポートの境目を無くすことで、顧客体験の向上を支援するサービスを展開。長年培った消費者とのコミュニケーションのノウハウとデジタル技術、グローバルなサービスネットワークを融合し、お客様企業の顧客ロイヤルティの向上や売上・利益の拡大を支援します。

#### BPO (ビジネスプロセスアウトソーシング) サービス事業

経理・財務や人事等のバックオフィス業務、受発注業務、情報システム運用保守業務、機械・建築設計業務等を支援するサービスを展開。デジタル技術による自動化や、デジタルプラットフォームの活用でお客様企業のビジネスプロセスをシンプルにし、その運用を支援します。

### (12) 主要な事業所等 (2024年3月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 サンシャイン60
本 店	東京都渋谷区東一丁目2番20号 渋谷ファーストタワー
本部・支社・営業所・支店	大阪、中部、和歌山、九州、京都、シリコンバレー
国内サービス拠点	札幌、青森、仙台、川口、市川、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、和歌山、福岡、長崎、佐世保、熊本、大分、宮崎、那覇、沖縄、うるま
海外サービス拠点	中国、韓国、台湾、ベトナム、フィリピン、タイ、マレーシア、インドネシア、シンガポール、インド、UAE、ノルウェー、フィンランド、スウェーデン、イギリス、デンマーク、オランダ、ベルギー、エストニア、ラトビア、ポーランド、ウクライナ、ハンガリー、南アフリカ、米国、メキシコ、パナマ、コロンビア、ブラジル、エクアドル、ペルー、チリ、アルゼンチン、ウルグアイ

(注) 上記には、当社のグループ会社を含めています。



(13) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	臨時雇用者数
単 体 サ ー ビ ス	17,325名	21,626名
国 内 関 係 会 社	2,450名	2,149名
海 外 関 係 会 社	21,018名	5,196名
合 計	40,793名	28,971名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
17,325名(21,626名)	534名増(553名減)	37歳5ヶ月	9年5ヶ月

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者等は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(14) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,109
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,668
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,333

## 2 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数  
150,000,000株
- (2) 発行済株式の総数  
48,794,046株（単元株式数100株）
- (3) 当事業年度末の株主数  
9,788名（うち単元株式を有する株主数7,603名）
- (4) 上位10名の株主

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（%）
公益財団法人トランスコスモス財団	6,753	18.0
奥田 昌孝	6,404	17.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,103	8.3
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,492	4.0
平井 美穂子	1,463	3.9
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	926	2.5
CEPLUX- THE INDEPENDENT UCITS PLATFORM 2	746	2.0
有限会社HM興産	722	1.9
トランス・コスモス社員持株会	709	1.9
NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES SE, LUXEMBOURG RE LUDU RE: UCITS CLIENTS 15.315 PCT NON TREATY ACCOUNT	500	1.3

- (注) 1. 当社は、自己株式11,321千株を保有しておりますが、上記上位10名の株主からは除外しており、持株比率は自己株式を控除して算出しております。
2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、小数第二位を四捨五入して表示しております。

### 3 会社の新株予約権等に関する事項（2024年3月31日現在）

(1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2021年11月25日開催の取締役会決議に基づき発行した2026年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の概要は次のとおりです。

発行日	2021年12月14日 <sup>(注1)</sup>
新株予約権の数	1,000個
目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 本新株予約権付社債に係る社債の額面金額 (10,000,000円、総額10,000,000,000円)を転換価格で除した数
新株予約権の払込金額	無償
転換価格	4,045.6円 <sup>(注2)</sup>
権利行使期間	2021年12月28日（同日を含む）から 2026年11月30日（同日を含む）の銀行営業終了時 <sup>(注3)</sup>

(注1) ロンドン時間

(注2) 転換価額は、2023年6月21日開催の第38回定時株主総会において期末配当を1株につき117円とする剰余金配当案が承認可決されたことに伴い、2026年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の転換価格調整条項に従い、2023年4月1日以降4,062.8円から4,045.6円に調整されました。

(注3) 行使請求受付場所現地時間

#### 4 会社役員に関する事項（2024年3月31日現在）

##### (1) 取締役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	奥田昌孝	—
代表取締役共同社長	牟田正明	マーケティング本部担当
代表取締役共同社長	神谷健志	事業開発総括共同総括責任者
代表取締役副社長執行役員	高野雅年	BPOサービス統括責任者 兼 本社管理統括情報システム本部担当 兼 品質管理統括部担当
取締役副社長執行役員	松原健志	CX事業統括責任者
取締役副社長執行役員	貝塚洋	営業統括責任者 兼 CX事業統括AE総括担当
取締役専務執行役員 兼CTO	白石清	本社管理統括情報システム本部担当 兼 システム統括部担当 (株)Jストリーム 取締役会長
取締役専務執行役員	山下 栄二郎	グローバル事業統括責任者 上海特思尔大宇宙商咨有限公司(transcosmosChina) 董事長 transcosmos Korea Inc. 取締役会長兼CEO
取締役相談役	船津康次	—

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
社 外 取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	夏 野 剛	(株)ドワンゴ 代表取締役社長 グリー(株) 社外取締役 (株)USEN-NEXT HOLDINGS 社外取締役 日本オラクル(株) 社外取締役 近畿大学 特別招聘教授 情報学研究所長 (株)KADOKAWA 取締役代表執行役社長Chief Executive Officer
社 外 取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	吉 田 望	(株)ノゾムドットネット 代表取締役 (株)おだやかリビング 代表取締役 (株)朝日ネット 社外監査役 playful(株) 代表取締役
社 外 取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	宇 陀 栄 次	ユニファイド・サービス(株) 代表取締役社長 (株)Pluszero 社外取締役
社 外 取 締 役	鳩 山 玲 人	ピジョン(株) 社外取締役 (株)鳩山総合研究所 代表取締役
社 外 取 締 役	玉 塚 元 一	(株)ロッテホールディングス 代表取締役社長CEO (一社)ジャパンラグビーリーグワン 理事長 (公社)経済同友会 副代表幹事 (株)千葉ロッテマリーンズ 取締役オーナー代行
社 外 取 締 役	鈴 木 則 義	(株)SUZUKI NORIYOSHI OFFICE 代表取締役社長 LES ROIS MAGES JAPON(株) 代表取締役社長
社 外 取 締 役	鶴 森 美 和	虎ノ門一丁目法律事務所 パートナー (株)トゥエンティフォーセブン 社外監査役

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

社外取締役島田亨は2023年6月21日開催の第38回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

取締役山下栄二郎および社外取締役鶴森美和は、2023年6月21日開催の第38回定時株主総会にて選任され就任いたしました。

2. 社外取締役（監査等委員）夏野剛、吉田望および宇陀栄次は、会社経営者としての経験を通して、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、内部監査室を設置しており、同室が内部監査対応を専属することで監査等委員会の機能を支援することが十分可能であると判断したため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は、社外取締役夏野剛、吉田望、鳩山玲人、玉塚元一、鈴木則義および鶴森美和を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 責任限定契約について  
当社は、社外取締役夏野剛、吉田望、宇陀栄次、鳩山玲人、玉塚元一、鈴木則義および鶴森美和との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。  
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。
6. 取締役の「担当および重要な兼職の状況」内の「AE」の表記は、「アカウントエグゼクティブ」の略称であります。

(参考) 取締役の状況 (2024年4月1日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	奥田昌孝	—
代表取締役共同社長	牟田正明	マーケティング本部担当
代表取締役共同社長	神谷健志	事業開発総括共同総括責任者
代表取締役副社長執行役員	高野雅年	BPOサービス統括責任者 兼 品質管理統括部担当
取締役副社長執行役員	松原健志	CX事業統括責任者
取締役副社長執行役員	貝塚洋	グループ営業統括責任者 兼 グループ営業統括営業統括責任者
取締役専務執行役員 兼CTO	白石清	エンジニアリング統括本部担当 兼 コーポレート統括グループ情報システム本部担当 兼 コーポレート統括特許管理室担当 (株)Jストリーム 取締役会長
取締役専務執行役員	山下 栄二郎	グローバル事業統括責任者 上海特思尔大宇宙商咨有限公司(transcosmosChina) 董事長 transcosmos Korea Inc. 取締役会長兼CEO
取締役相談役	船津康次	—

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
社 外 取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	夏 野 剛	(株)ドワンゴ 代表取締役社長 グリー(株) 社外取締役 (株)USEN-NEXT HOLDINGS 社外取締役 日本オラクル(株) 社外取締役 近畿大学 特別招聘教授 情報学研究所長 (株)KADOKAWA 取締役代表執行役社長Chief Executive Officer
社 外 取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	吉 田 望	(株)ノゾムドットネット 代表取締役 (株)おだやかリビング 代表取締役 (株)朝日ネット 社外監査役 playful(株) 代表取締役
社 外 取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	宇 陀 栄 次	ユニファイド・サービス(株) 代表取締役社長 (株)Pluszero 社外取締役
社 外 取 締 役	鳩 山 玲 人	ピジョン(株) 社外取締役 (株)鳩山総合研究所 代表取締役
社 外 取 締 役	玉 塚 元 一	(株)ロッテホールディングス 代表取締役社長CEO (一社)ジャパンラグビーリーグワン 理事長 (公社)経済同友会 副代表幹事 (株)千葉ロッテマリーンズ 取締役オーナー代行
社 外 取 締 役	鈴 木 則 義	(株)SUZUKI NORIYOSHI OFFICE 代表取締役社長 LES ROIS MAGES JAPON(株) 代表取締役社長
社 外 取 締 役	鶴 森 美 和	虎ノ門一丁目法律事務所 パートナー (株)トゥエンティフォーセブン 社外監査役



## (2) 社外役員に関する事項

## 重要な兼職の状況及び当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当社と当該兼職先との関係
社外取締役 (監査等委員)	夏野 剛	(株)ドワンゴ グリー(株) (株)USEN-NEXT HOLDINGS 日本オラクル(株) (株)KADOKAWA 近畿大学	代表取締役 社外取締役 社外取締役 社外取締役 代表執行役 特別招聘教授	(株)USEN-NEXT HOLDINGS、近畿大学以外の会社と当社との間に取引関係があります。
	吉田 望	(株)ノゾムドットネット (株)おだやかリビング (株)朝日ネット playful(株)	代表取締役 代表取締役 社外監査役 代表取締役	当社との間に特別な関係はありません。
	宇陀 栄次	ユニファイド・サービス(株) (株)Pluszero	代表取締役 社外取締役	当社との間に特別な関係はありません。
社外取締役	鳩山 玲人	ビジョン(株) (株)鳩山総合研究所	社外取締役 代表取締役	当社との間に特別な関係はありません。
	玉塚 元一	(株)ロッセホールディングス (一社)ジャパンラグビーリーグワン (公社)経済同友会 (株)千葉ロッテマリーンズ	代表取締役 理事長 副代表幹事 取締役	(株)ロッテホールディングスおよび(株)千葉ロッテマリーンズとの間に当社との間に取引関係があります。その他の法人と当社との間に特別な関係はありません。
	鈴木 則義	(株)SUZUKI NORIYOSHI OFFICE LES ROIS MAGES JAPON(株)	代表取締役 代表取締役	当社との間に特別な関係はありません。
	鶴森 美和	虎ノ門一丁目法律事務所 (株)トゥエンティフォーセブン	パートナー 社外監査役	当社との間に特別な関係はありません。

### (3) 社外役員の主な活動状況

当事業年度における取締役会および監査等委員会での主な活動状況

#### 取締役会への出席の状況

社外取締役（監査等委員）			社外取締役		
夏野剛	出席13回	／13回	鳩山玲人	出席12回	／13回
吉田望	出席12回	／13回	玉塚元一	出席11回	／13回
宇陀栄次	出席13回	／13回	鈴木則義	出席13回	／13回
			鶴森美和	出席10回	／10回

#### 監査等委員会への出席の状況

社外取締役（監査等委員）		
夏野剛	出席16回	／16回
吉田望	出席15回	／16回
宇陀栄次	出席16回	／16回

#### 取締役会における発言の状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役の各氏は、取締役会では専門的かつ中立的な立場から監督、助言等を行うなど積極的に意見を述べ、意思決定・業務執行の妥当性・適切性を確保するための適切な役割を果たしております。

#### 監査等委員会における発言の状況

社外取締役(監査等委員)の各氏は、監査等委員会において取締役および使用人の職務の執行を監査する観点から、当社およびグループ会社の事業・経営管理状況等について質問を行い、意見を述べました。

### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役・執行役員および子会社（一部）の取締役・監査役・執行役員でございます。当該保険契約では、被保険者である取締役等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。また、被保険者である当社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、公序良俗に反する行為に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、当該契約の保険料の全額を当社が負担しております。

## (5) 取締役の報酬等の額

取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等について、過半数が独立社外取締役で構成されている報酬委員会の答申内容を踏まえて経営会議にその決定を委任し、また、経営会議によって当該決定権限が適切に行使されるよう社外取締役によって構成される監査等委員会にて適切に監督しており、これら一連の手続きを経て取締役の個人別の報酬等が決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等のうち、社内取締役の報酬等は、原則として、在任期間中に、月額で定期的に支給する金銭報酬で構成します。

この社内取締役の報酬等は、個々の単年度毎の実績等を評価して支払われる部分と、中期経営計画の目標を達成させるため、中期経営計画に定めた売上高及び利益の目標と実績を勘案して中期経営計画の進捗状況を定量評価して決定する部分で構成されます。そして、後者の中長期的業績連動報酬部分が月額報酬等の額の全体に占める割合は2割を基礎として設定することとしております。また、上記の月額報酬等のほか、会社の短期業績および経営環境等を踏まえて特に支給することが相当と認められる場合には、在任期間中に役員賞与を支給する場合があります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）のうち、社外取締役の報酬等の額は、独立性を担保する観点から、在任期間中に、月額で定期的に支給する固定の金銭報酬とします。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、経営会議が社内取締役についてはその実績等を公正に評価した上で算定し、社外取締役についてはその職責を勘案して算定した原案について、その過半数が独立社外取締役で構成される報酬委員会において審議を行った上で取締役会に答申し、取締役会から当該答申内容を踏まえて委任を受けた経営会議が最終決定しており、その決定プロセスを監査等委員会にて適切に監督します。

経営会議は、代表取締役会長奥田昌孝、代表取締役共同社長牟田正明および代表取締役共同社長神谷健志の3名で構成され、個人別の報酬等の額を決定する権限を有しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには経営会議が適していると判断したためであります。

監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員である取締役の協議により決定します。

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員である取締役を除く） （うち社外取締役）	14名 (5名)	428百万円 (72百万円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (3名)	54百万円 (54百万円)
合 計 （うち社外取締役）	17名 (8名)	482百万円 (126百万円)

- (注) 1. 取締役の金銭報酬は、2016年6月22日開催の第31回定時株主総会において年額800百万円以内（うち社外取締役年額100百万円以内）と決議しております（使用人兼取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は、16名（うち、社外取締役は3名）です。
2. 監査等委員の金銭報酬は、2016年6月22日開催の第31回定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名です。

## 5 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(注) 2023年12月1日付でPwCあらた有限責任監査法人から名称を変更しております。

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る報酬等の額	111百万円
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	177百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。

### (3) 子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、transcosmos Korea Inc.および上海特思尔大宇宙商務咨询有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の法定監査を受けております。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当すると認められるときは、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が当該議案を株主総会に付議いたします。

## 6 会社の体制および方針

### (1) 内部統制システムの基本方針

当社取締役会において決議した業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）に関する基本方針は次のとおりであります。

#### ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス行動憲章、コンプライアンス行動指針およびコンプライアンス規程に基づいて職務を執行する。コンプライアンスに関する研修等を通じて、全取締役のコンプライアンスに対する意識をさらに高め、それに基づいて職務の執行を徹底する。

取締役会は取締役会規程に基づいて運営し、原則として月1回開催する。取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、監査等委員である取締役は取締役の職務の執行を監査する。

内部統制関連法規の施行を受けて、内部統制システムの構築に関する基本計画を再策定し、弁護士、公認会計士等の外部のアドバイザーの協力の下、内部統制システムのさらなる充実に図る。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

重要な意思決定および報告に関しては、取締役会規程に基づいて実施する。

職務の執行に係る文書その他の情報については、稟議規程、文書管理規程、契約書取扱規程、情報管理規程、情報セキュリティ管理規程の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しも行う。

これらの事務については、稟議規程・文書管理規程・契約書取扱規程・情報管理規程・情報セキュリティ管理規程は法務・コンプライアンス本部長が所管し、運用状況の検証、見直しの経過等、適宜取締役会に報告する。

なお、業務を効率的に推進するために、業務システムの合理化やIT化をさらに推進する。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部監査室は、代表取締役および監査等委員会の指揮命令のもと、内部監査規程に基づいて監査実施項目および方法を検討して監査計画を立案し、計画に基づく監査を行い、監査結果を報告する。

内部監査室の監査により法令定款違反が発見された場合、あるいはその他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は代表取締役および監査等委員会に速やかに報告することとする。

リスク管理は、リスクマネジメント基本規程に基づいて法務・コンプライアンス本部コンプライアンス推進統括部が担当する。

各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、損失の危険を発見した場合には速やかにコンプライアンス推進統括部に報告される体制を構築する。リスク情報の収集を容易にするため、コンプライアンス推進統括部の存在意義を従業員に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には速やかに組織を通じて報告するよう指導する。

内部通報制度規程を整備し、ヘルプライン等の設置により内部告発者が情報提供をしやすい環境を整備する。内部通報制度では、取締役および使用人が監査等委員会へ直接通報等することができる体制をもって、組織的または個人的な不正・違法行為等に関する通報または相談の適正な処理を実施する。これにより、当社の業務に関する不正・違法行為等の不祥事の未然防止と良好な職場秩序を維持することで、顧客・ステークホルダー等の信頼を確保するとともに、あらゆる不祥事の早期発見と是正を図る。

プライバシーマーク、その他個人情報保護規程等に基づき情報管理体制の充実を図る。

④ **取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制**

年次計画、中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに担当する組織とその業績目標を明確化し、取締役会において目標達成をレビューし結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保し、また個々の単年度の業績および中長期の業績等に基づいて評価し報酬の支給を実施する。

取締役会規程、職務権限運用要領および稟議規程に基づいて取締役の決裁権限と責任を明確にする。

取締役会は執行役員の仕事の執行状況を管理・監督する。

経営会議規程に基づき取締役会から委任を受けた重要な事項については経営会議において慎重かつ迅速に意思決定を行う。

⑤ **使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス行動憲章、コンプライアンス行動指針およびコンプライアンス規程を全使用人に遵守させる体制を整備する。

また、コンプライアンス行動指針に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、組織全体として毅然とした態度で臨み、取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備する。

法務・コンプライアンス本部長を責任者として定期的にコンプライアンスプログラムを策定・実施し、使用人に対し、コンプライアンスに関する研修の実施、マニュアルの作成・配布等を通じ、コンプライアンスに対する知識を高め、コンプライアンスを遵守する意識を醸成する。

⑥ **子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

当社が定める関係会社管理規程に基づいて子会社の業績、財務状況その他の重要な情報について、当社へ定期的に報告する社内体制を整備する。

⑦ **子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社および子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）のリスク情報の有無を確認するために、子会社を担当する当社の各部門は、関係会社管理規程に基づいて子会社の状況に応じて必要なリスク管理を行う。

子会社を担当する当社の各部門が、子会社における損失の危険の発生を把握した場合には、速やかに発見した損失の危険の内容、発生する損失の程度および当社に対する影響等について、当社の代表取締役に報告する。

- ⑧ **子会社の取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**  
当社は、子会社に当該年次計画の作成を義務付け、予算配分等を定める。子会社の業績目標を明確化させ、業務の効率性を確保する社内体制を整備する。
- ⑨ **子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**  
当社は、子会社へ取締役または監査役を派遣し、派遣役員は子会社の取締役会へ出席するとともに、子会社の経営を管理する。当社の関係会社に対する経営管理部門は、関係会社管理規程に基づき、内部監査室と協力して子会社の監査を行い、子会社を指導する。  
当社が重要と判断する子会社においては、毎年、その取締役や従業員に対し、当社と同等のコンプライアンス研修を実施する。
- ⑩ **監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の取締役からの独立性ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**  
監査等委員会の職務は内部監査室が補助する。内部監査室は、監査等委員会の指揮・監督のもと監査等委員会の監査業務をサポートする。内部監査室に所属する主要な使用人の人事異動、人事評価および懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得る。  
当社は、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
- ⑪ **取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**  
取締役および使用人は、以下のような項目を定期的に監査等委員会に報告することとし、監査等委員である取締役は取締役会や重要な会議に出席して報告を受ける。  
・取締役会決議事項、報告事項  
・月次、四半期、通期の業績、業績見通しおよび経営状況  
・重要な開示資料の内容  
・重要な組織・人事異動  
・当社に著しい損失を与えるおそれのある事項  
・当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更  
・内部監査室、コンプライアンス推進統括部の活動状況  
・その他、重要な稟議・決裁事項  
このほか、監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じた場合には、速やかに報告する体制を整備する。
- ⑫ **当社グループの役職員が当社の監査等委員会に報告するための体制**  
当社グループの役職員は、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。ただし、法令等の重大な違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、速やかに当社の監査等委員会に対して報告を行う社内体制を整備する。  
当社子会社の内部通報制度の担当部署は、当社子会社の役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社の監査等委員会に対して報告する。

- ⑬ **監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**  
当社は、監査等委員会に前2項の報告を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑭ **監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**  
当社は、監査等委員がその職務執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が監査等委員の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑮ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**  
取締役および使用人は監査等委員会の監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。  
代表取締役は、監査等委員会と定期的な意見交換を行うとともに、監査等委員会が内部監査室との適切な意思疎通および効果的な監査業務を実施するための体制を構築する。
- ⑯ **適時適正開示を行うための体制**  
適時開示規程に基づき、役職員に周知徹底を図るとともに、当社グループでの開示情報のレポートラインを構築する。経営会議において内容の適正性を確保し、適時適正開示を実施する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① **コンプライアンス**  
取締役および使用人に対し、コンプライアンスに関する研修の実施、マニュアルの作成・配布等を通じ、コンプライアンス意識の浸透を図り、コンプライアンスを遵守する意識を醸成する取り組みを継続的に行っております。またグループ内部通報窓口の設置により内部告発者が情報提供をしやすい環境を整備しております。
- ② **リスクマネジメント**  
当社および子会社からの事業の報告については、取締役会への定期的な報告のみならず、社内の重要な会議で報告がなされ、改善が必要な課題や問題点については都度関係部署への指示を行い対策を実施しております。  
また、リスクマネジメント基本規程を定めて、リスク管理体制の強化を推進しております。
- ③ **財務報告に係る内部統制**  
金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施しております。当事業年度において開示すべき重要な不備は見当たらず、内部統制システムは適切に運用されております。
- ④ **内部監査**  
内部監査計画に基づき業務監査を実施し、業務の適正化に努めております。

## (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針



当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけております。配当政策については、業績に連動した配当性向重視型を採用しており、株主の皆様に対する利益還元をはかることにより、結果として当社株式の市場価値を高めることを基本方針としております。

#### (4) 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

##### ① 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、お客様の満足度の大きさに価値を置き、企業価値の維持・向上に努めております。当社の企業価値の源泉は、①情報処理アウトソーシングビジネスの先駆けとして創業以来蓄積してきた総合的な「IT活用力」、②環境変化に即応し最新技術を創意工夫で融合させてゆくことのできる「人」の存在、③独立系企業としての強みを生かして構築された様々な「顧客との間の安定的・長期的な信頼関係」にあると考えております。当社株式の買付を行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。当社は、このような濫用的な買収に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

##### ② 基本方針実現のための取り組みの具体的な内容の概要

ア. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

#### 中期経営計画

当社では、最新のデジタル技術を通じてお客様企業に最高の顧客体験と生産性改革をもたらす、サステナブルな社会の実現に貢献する「Global Digital Transformation Partner」に向けて、2023年度から2025年度までの中期経営計画を策定しました。

具体的な取り組みにつきましては、前記57頁「1 企業集団の現況に関する事項 (2) 対処すべき課題」に記載のとおりであります。

## コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、的確な意思決定と迅速な業務執行を行う一方、適正な監査および監督を可能とする経営体制を構築するため監査等委員会設置会社の制度を採用し、現状の事業内容に応じたコーポレート・ガバナンスの充実が図れるよう、その実効性を高めることに努めております。

取締役会の運営面では、構成員である取締役が各々の判断で意見を述べ活発な議論が行われているほか、社外取締役の経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言等を得ております。また、当社は、執行役員制を導入しており、取締役会が担っている「経営の意思決定および監督機能」と「業務執行機能」を分離し、取締役会は「意思決定・監督機能」を担い、「業務執行機能」は執行役員が担うこととしております。これにより業界特有の経営環境の変化に柔軟に対処できるよう迅速かつきめ細かい業務執行を実現しています。監査等委員につきましては、社外取締役3名により監査等委員会を構成し、取締役会等の重要な会議に出席するほか、内部統制部門を通じて、内部統制システムが適切に構築・運営されているか監視することで、当社および国内外子会社への監査を実施し、取締役の職務執行の監査を行っております。

取締役候補者の指名、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等に関して、独立社外取締役を過半数とし、独立社外取締役を議長とする指名委員会（2023年度の開催回数：1回）・報酬委員会（2023年度の開催回数：2回）を設置しております。各委員会は、それを審議し、取締役会へ答申しております。また、監査等委員会は、監査等委員でない取締役の指名・報酬について、その決定プロセスを監督しております。

### イ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの具体的な内容の概要

当社は、2021年5月14日開催の取締役会決議および2021年6月23日開催の第36回定時株主総会決議に基づき当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を、更新いたしました。本プランの概要については、次のとおりであります。

## 本プランの概要

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たさず場合等には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令および当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様には当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、株主の皆様意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

なお、本プランの有効期間は、2021年6月23日開催の第36回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時とされております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

## 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>144,790</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>63,014</b>
現金及び預金	64,844	買掛金	13,743
受取手形、売掛金及び契約資産	67,758	短期借入金	114
商品及び製品	3,938	一年内償還予定の社債	75
仕掛品	193	一年内返済予定の長期借入金	2,066
貯蔵品	73	未払金	7,219
その他の	8,408	未払費用	20,784
貸倒引当金	△426	未払法人税等	2,622
<b>固 定 資 産</b>	<b>54,656</b>	未払消費税等	5,607
<b>有形固定資産</b>	<b>16,275</b>	前受金	2,090
建物及び構築物	6,864	賞与引当金	6,039
車両運搬具	46	その他の	2,650
工具器具備品	7,463	<b>固 定 負 債</b>	<b>18,367</b>
土地	853	社債	119
リース資産	949	転換社債型新株予約権付社債	10,054
建設仮勘定	98	長期借入金	6,210
<b>無形固定資産</b>	<b>5,468</b>	退職給付に係る負債	413
のれん	842	長期預り保証金	24
ソフトウェア	3,607	その他の	1,545
リース資産	21	<b>負 債 合 計</b>	<b>81,381</b>
ソフトウェア仮勘定	693	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他の	305	<b>株 主 資 本</b>	<b>103,283</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>32,912</b>	資本金	29,065
投資有価証券	4,355	資本剰余金	19,332
関係会社株式	11,669	利益剰余金	83,452
関係会社出資金	1,666	自己株式	△28,567
長期貸付金	381	その他の包括利益累計額	5,100
繰延税金資産	3,526	その他有価証券評価差額金	495
差入保証金	10,624	為替換算調整勘定	4,605
その他の	1,024	新株予約権	0
貸倒引当金	△335	非支配株主持分	9,680
<b>資 産 合 計</b>	<b>199,446</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>118,065</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>199,446</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	高価		362,201
販売	利益		293,948
上	総		68,253
上	利		56,778
費	一般		
及び	管理		
営業	費		11,474
営業	業		
外	利		
収	益		
受	取	282	
受	取	28	
持	配	558	
分	に	1,082	
法	よ	377	
為	る	407	2,736
雇	替		
用	差		
開	投		
発	資		
助	利		
成	当		
金	資		
他	益		
の	等		
の	他		
費	用		
支	息	164	
投	損	45	
資	用	53	
倒	額	164	
引	他		428
当			
金			
線			
入			
額			
他			
の			
常			
利			
益			13,782
特			
別			
利			
益			
投		3,241	
資		190	
有			3,432
価			
証			
の			
の			
損			
失			
固		114	
定		49	
資		493	
損		173	
有		21	
価			852
証			
の			
評			
価			
損			
損			
算			
損			
他			
の			
前			
期			
純			
利			
益			16,362
法		3,264	
人		1,954	
税			5,219
、			
住			
民			
税			
及			
び			
事			
業			
税			
額			
調			
整			
額			
純			
利			
益			11,142
当			
期			
純			
利			
益			1,045
非			
支			
配			
株			
主			
に			
帰			
属			
す			
る			
当			
期			
純			
利			
益			10,097
親			
会			
社			
株			
主			
に			
帰			
属			
す			
る			
当			
期			
純			
利			
益			

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	29,065	19,330	77,739	△28,567	97,568
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△4,384		△4,384
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			10,097		10,097
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
連 結 子 会 社 株 式 の 取 得 に よ る 持 分 の 増 減		1			1
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 ( 純 額 )					—
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	1	5,713	△0	5,714
当 期 末 残 高	29,065	19,332	83,452	△28,567	103,283

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	2,452	3,464	5,917	3	8,892	112,381
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			—			△4,384
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			—			10,097
自 己 株 式 の 取 得			—			△0
連 結 子 会 社 株 式 の 取 得 に よ る 持 分 の 増 減			—			1
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 ( 純 額 )	△1,957	1,140	△816	△2	788	△31
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△1,957	1,140	△816	△2	788	5,683
当 期 末 残 高	495	4,605	5,100	0	9,680	118,065

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>86,460</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>46,649</b>
現金及び預金	35,969	買掛金	11,232
受取手形	47	関係会社短期借入金	4,700
売掛金	42,324	一年内返済予定の長期借入金	2,003
契約資産	478	未払金	4,746
商貯蔵品	1,526	未払費用	11,226
前払費用	30	未払法人税等	1,932
前払費用	877	未払消費税等	3,879
未収金	2,839	前受り金	1,216
その他の金	565	預り金	581
貸倒引当金	1,802	賞与引当金	4,705
	△0	その他の	424
<b>固 定 資 産</b>	<b>45,580</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>18,584</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>9,104</b>	転換社債型新株予約権付社債	10,054
建物	4,822	長期借入金	6,000
工具器具備	3,154	債務保証損失引当金	1,175
土地	707	関係会社支援損失引当金	696
その他の	420	その他の	658
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>2,500</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>65,233</b>
ソフトウェア	1,936	<b>純 資 産 の 部</b>	
電話加入権	93	<b>株 主 資 本</b>	<b>66,310</b>
その他の	470	資 本 金	29,065
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>33,976</b>	資 本 剰 余 金	20,803
投資有価証券	2,875	その他資本剰余金	20,803
関係会社株式	20,893	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>45,008</b>
関係会社出資	648	利益準備金	3,563
関係会社長期貸付金	11,174	その他利益剰余金	41,444
繰延税金資産	2,218	繰越利益剰余金	41,444
差入保証金	6,601	<b>自 己 株 式</b>	<b>△28,567</b>
その他の	611	評価・換算差額等	497
貸倒引当金	△11,047	その他有価証券評価差額金	497
<b>資 産 合 計</b>	<b>132,041</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>66,807</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>132,041</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		236,716
売上原価		189,665
売上総利益		47,051
販売費及び一般管理費		40,047
営業利益		7,003
営業外収益		
受取利息	189	
受取配当金	3,592	
為替差益	1,100	
債務保証損失引当金戻入益	1,734	
その他	312	
営業外費用		6,930
支払利息	60	
貸倒引当金繰入額	3,774	
関係会社支援損失引当金繰入額	95	
その他	93	
経常利益		4,024
特別利益		9,909
投資有価証券売却益	2,936	
その他	200	
特別損失		3,137
固定資産除却損	59	
投資有価証券評価損	328	
関係会社株式評価損	50	
その他	17	
税引前当期純利益		456
法人税、住民税及び事業税	1,320	
法人税等調整額	1,812	
当期純利益		12,590
		3,133
		9,457

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
		その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	29,065	20,803	20,803	3,124	36,810	39,935
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当			—	438	△4,822	△4,384
当 期 純 利 益			—		9,457	9,457
自 己 株 式 の 取 得			—			—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			—			—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	438	4,634	5,072
当 期 末 残 高	29,065	20,803	20,803	3,563	41,444	45,008

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△28,567	61,237	1,328	1,328	62,566
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		△4,384		—	△4,384
当 期 純 利 益		9,457		—	9,457
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0		—	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		—	△831	△831	△831
事業年度中の変動額合計	△0	5,072	△831	△831	4,241
当 期 末 残 高	△28,567	66,310	497	497	66,807

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

トランス・コスモス株式会社  
取締役会 御中

### PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	那須伸裕
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	塩谷岳志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	八木正憲

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トランス・コスモス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トランス・コスモス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

トランス・コスモス株式会社  
取締役会 御中

### PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	那 須 伸 裕
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	塩 谷 岳 志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	八 木 正 憲

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トランス・コスモス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月15日

トランス・コスモス株式会社 監査等委員会

監査等委員 宇陀 栄次 ㊦

監査等委員 夏野 剛 ㊦

監査等委員 吉田 望 ㊦

(注) 監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

以上

# サステナビリティ活動状況

## Topics

トランスコスモスはサステナビリティ基本方針に基づき、SDGs委員会がサステナビリティを推進しています。

### サステナビリティ取り組み進捗(2023年度)

(2023-2025テーマ)

- ・Global Sustainability Transformation Partnerとしてサステナビリティ経営体制の進化
- ・社会から信用される企業として、ブランド確立に向けた取り組みを加速

- ・TCIグループScope1-3算定実施
- ・SBTiコミットメントレター提出
- ・「トランスコスモスの森」活動開始（和歌山・沖縄）




- ・グループガバナンス委員会設置
- ・トランスコスモスグループ人権方針制定
- ・LGBTQに関する取り組み拡大(DE&I)
  - ー相談窓口設置ーLGBTQフォーラム開催
  - ー東京レインボープライドへの賛同と参加

## ESGトピック



■ 障がい者雇用に関する取り組み  
2023年「障害者雇用エクセレントカンパニー賞(東京都知事賞)」を受賞



▲東京都「心のバリアフリー」好事例企業に選定

### ■ トランスコスモスの森

沖縄県八重瀬町の植樹活動

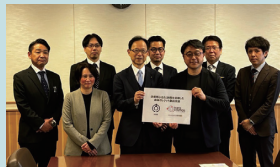


和歌山県有田川町の自然観察教室イベント



### ■ 企業版ふるさと納税を活用した社会課題解決の取り組み

- ・大分県ー脱炭素に向けた「森林所有者のJ-クレジット創出に向けた支援事業」
- ・札幌市ー障がい者雇用促進の事業を共創「障がい者DXリスキリング事業」



▲社員が大分県知事を表敬訪問

noteオープン社内報



# 株主総会会場ご案内図

**会場** 渋谷ストリーム ホール 東京都渋谷区渋谷三丁目21番3号

株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布は取り止めさせていただきます。  
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



## 交通のご案内

- 東急東横線/田園都市線、東京メトロ半蔵門線/副都心線「渋谷駅」C2出口直結
- JR線「渋谷駅」中央改札、東京メトロ銀座線「渋谷駅」スクランブルスクエア方面改札から、渋谷スクランブルスクエアへ進み徒歩3分

車でお越しの場合は、駐車券のご用意はございませんのでご了承ください。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

